資料１

令和４年度大分県道路メンテナンス会議

＜専門部会＞道路鉄道連絡会議・跨道橋連絡会議

◇日時： 令和 ４年１１月１４日(月)13 時 30 分
◇場所： 大分河川国道事務所・別館２階会議室

議　事　次　第

１．開　　会

２．挨　　拶　　大分県道路メンテナンス会議　会長

３．議　　事

○ 規約の改正

Ⅰ．点検実施状況及び修繕着手等の状況

１）道路メンテナンスの点検修繕実施状況と課題について

① 道路メンテナンスに関する取り組みの経緯

② 橋梁・トンネル等の修繕等措置の実施状況（全国）

③ 個別施設計画の策定状況（全国）

④ 判定区分Ⅳの橋梁の措置状況（全国）

⑤ 点検実施者の保有資格の状況（全国）

２）九州・大分県の点検実施状況及び修繕着手率

① 橋梁・トンネル等の修繕等措置の実施状況

Ⅱ．点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について

１）点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について

① 道路メンテナンス事業補助制度・優先的な支援

② 点検支援技術について

２）九州地方整備局の自治体支援

① 直轄診断・修繕代行（呼子大橋・天大橋）

② 溝橋、点検支援技術講習会

Ⅲ．鉄道を跨ぐ跨線橋の進捗状況等について

４．意見交換

５．閉　　会

大分県道路メンテナンス会議　規約（案）

（名　称）

第１条　本会は、「大分県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、大分県内の各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第３条　会議は、第２条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

（１）道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に関すること。

（２）道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。

（３）道路インフラの維持管理技術に関すること。

（４）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組　織）

第４条　会議は、別表―１に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

２．会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。

３．会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。

４．会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

５．会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。

６．本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の実務担当者を充てるものとする。

（専門部会）

第５条　会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

２．「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』を置く。

３．「専門部会」として、『大分県跨道橋連絡会議』を置く。

４．「専門部会」として、『大分県道路鉄道連絡会議』を置く。

５．「専門部会」として、『大分県技術検討部会』を置く。

（事務局）

第６条　会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

２．事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

（規約の改正）

第７条　本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

（その他）

第８条　本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（附　則）

本規約は、平成２６年　５月２６日から施行する。
本規約は、平成２６年１０月３０日から施行する。
本規約は、平成２７年　１月１５日から施行する。
本規約は、平成２８年　２月　８日から施行する。
本規約は、平成２９年　３月　７日から施行する。
本規約は、平成３０年　７月２５日から施行する。
本規約は、令和　４年１１月１４日年から施行する。

（別紙－１）

大分県道路メンテナンス会議　名簿（案）

令和4年11月14日

	所　　属	役　　職	備　考
会　長	国土交通省　九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副会長	国土交通省　九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副会長	西日本高速道路（株）　九州支社	大分高速道路事務所長	
副会長	大分県　土木建築部	道路保全課長	
委　員	大分市	土木建築部長	
委　員	別府市	建設部長	
委　員	中津市	建設部長	
委　員	日田市	土木建築部長	
委　員	佐伯市	建設部長	
委　員	臼杵市	建設課長	
委　員	津久見市	土木管理課長	
委　員	竹田市	建設課長	
委　員	豊後高田市	建設課長	
委　員	杵築市	建設課長	
委　員	宇佐市	建設水道部長	
委　員	豊後大野市	建設課長	
委　員	由布市	建設課長	
委　員	国東市	建設課長	
委　員	姫島村	建設課長	
委　員	日出町	都市建設課長	
委　員	九重町	建設課長	
委　員	玖珠町	建設水道課長	

（整備局） 委　員	国土交通省　九州地方整備局　道路部	道路保全企画官	
	国土交通省　九州地方整備局　道路部	地域道路調整官	
	国土交通省　九州地方整備局　九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	

オブザーバー	（公財）大分県　建設技術センター	技術部長	
	九州旅客鉄道（株）　建設工事部　施設課	副課長	

（参考）

事務局	国土交通省　九州地方整備局　大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省　九州地方整備局　佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路（株）　九州支社　大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県　土木建築部　道路保全課	参事（総括）	

大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会　会則（案）

（名　称）
第１条　本協議会は、「大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会」（以下「本連絡協議会」という。）と称する。

（目　的）
第２条　本連絡協議会は、高速道路の安全性を確保するため、大分県内における高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路誇道橋」という。）の適切な点検、補修の実施及び必要な耐震補強の実施について、高速道路誇道橋の管理者と西日本高速道路株式会社との間で、情報共有の体制を構築するとともに、その対策等に関して必要な事項の、協議調整を図ることを目的とする。

（対象箇所）
第３条　対象箇所は、大分県内の高速道路誇道橋とする。

（業　務）
第４条　本連絡協議会は、その目的を達成するために、対象箇所に係る以下の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。
イ）点検結果、維持管理状況（補修計画、耐震補強等）の共有に関すること
ロ）点検、補修及び耐震補強の対策実施にあたっての問題、課題に関すること
ハ）上記問題、課題に対する対応策に関すること
ニ）高速道路の交通規制計画に関すること
ホ）情報共有の仕組みに関すること
ヘ）その他必要な事項に関すること

（構　成）
第５条　本連絡協議会は、別表－１に掲げる者をもって構成する。

（開　催）
第６条　本連絡協議会は、原則年１回開催するものとする。
２．前項に定めるもののほか、構成員が必要と認めた場合は、関連する者を招集できるものとする。

（事務局）
第７条　本連絡協議会の事務局は、西日本高速道路株式会社大分高速道路事務所とする。

（雑　則）
第８条　この会則に定めるもののほか、本連絡協議会の運営に必要な事項に関することは、その都度協議して定めるものとする。

（付　則）
この会則は、平成２５年１１月１５日から施行する。
この会則は、令和　４年１１月１４日から施行する。

（別紙－１）

大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会　構成員（案）

令和4年11月14日

構成組織		構成員	備考
大分県	道路保全課	参事（総括）	
大分市	土木管理課	課　　長	
別府市	都市整備課	課　　長	
中津市	建設土木課	課　　長	
日田市	土木課	課　　長	
津久見市	土木管理課	課　　長	
杵築市	建設課	課　　長	
宇佐市	土木課	課　　長	
由布市	建設課	課　　長	
日出町	都市建設課	課　　長	
九重町	建設課	課　　長	
玖珠町	建設水道課	課　　長	
西日本高速道路(株)	九州支社	保全課長	
西日本高速道路(株)	九州支社　大分高速道路事務所	所　　長	
西日本高速道路(株)	九州支社　久留米高速道路事務所	所　　長	

（オブザーバー）

国土交通省	九州地方整備局　道路部	道路保全企画官	
国土交通省	九州地方整備局　道路部	地域道路調整官	
国土交通省	九州地方整備局　九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	
国土交通省	九州地方整備局　大分河川国道事務所	総括保全対策官	
国土交通省	九州地方整備局　佐伯河川国道事務所	技術副所長	

事務局	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所

大分県跨道橋連絡会議　規約（案）

（名　称）
第１条　本連絡会議は、「大分県跨道橋連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

（目　的）
第２条　連絡会議は、大分県道路メンテナンス会議規約第５条第３項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内における次条に規定する対象施設について、対象施設の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、対象施設の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

（対象施設）
第３条　対象施設は、大分県内の高速道路、直轄国道及び地方道路公社道路の全ての道路並びに補助国道、県道及び市町(村)道のうち「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上の道路以外の施設（ただし、鉄道橋を除く。）とする。
※注：　対象施設として、農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等が例示される。

（協議・調整事項）
第４条　連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。
一　対象施設の維持管理等に係る情報共有に関すること。
二　対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
三　対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
四　その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関すること。

（構　成）
第５条　連絡会議は、別表に掲げる対象施設の管理者及び関係する道路管理者でもって構成する。
２　連絡会議には、会長及び副会長３名を置くものとし、会長は九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県道路保全課長及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
３　会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議の運営）
第６条　連絡会議は、会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が努める。　２　連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

（事務局）
第７条　連絡会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所に置く。

（その他）
第８条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

（附　則）
この規約は、平成２７年　３月２６日から施行する。
この規約は、平成２９年　７月１８日から施行する。
この規約は、令和　元年１０月３１日から施行する。
この規約は、令和　４年１１月１４日から施行する。

（別表）

大分県跨道橋連絡会議　名簿（案）

令和4年11月14日

	所　　属	役　　職	備考
会　　長	国土交通省　九州地方整備局　道路管理者	大分河川国道事務所長	
副 会 長	国土交通省　九州地方整備局　道路管理者	佐伯河川国道事務所長	
副 会 長	西日本高速道路(株)　九州支社　道路管理者	大分高速道路事務所長	
副 会 長	大分県　土木建築部　道路管理者	道路保全課長	
委　　員	大分県　公園道路	公園・生活排水課長	
委　　員	大分市　認定外道路	土木建築部　土木管理課長	
委　　員	別府市　認定外道路	建設部　都市整備課長	
委　　員	中津市　農道	商工農林水産部　耕地課長	
委　　員	日田市　認定外道路	土木建築部　土木課長	
委　　員	佐伯市　認定外道路	建設部　用地管理課長	
委　　員	臼杵市　認定外道路	建設課長	
委　　員	津久見市　認定外道路	土木管理課長	
委　　員	竹田市　認定外道路	建設課長	
委　　員	杵築市　認定外道路	建設課長	
委　　員	宇佐市　認定外道路	建設水道部　土木課長	
委　　員	豊後大野市　認定外道路	財政課長	
委　　員	由布市　認定外道路	建設課長	
委　　員	国東市　認定外道路	建設課長	
委　　員	日出町　認定外道路	都市建設課長	
委　　員	九重町　認定外道路	建設課長	
委　　員	玖珠町　認定外道路	総務課長	

（整備局） オブザーバー	国土交通省　九州地方整備局　道路部	道路保全企画官	
	国土交通省　九州地方整備局　道路部	地域道路調整官	
	国土交通省　九州地方整備局　九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	

オブザーバー	大分県　農林水産部　大分県	農村基盤整備課長	

（参考）

事務局	国土交通省　九州地方整備局　大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省　九州地方整備局　佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路（株）　九州支社　大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県　土木建築部　道路保全課	参事（総括）	

大分県道路鉄道連絡会議　規 約（案）

（名　称）

第１条 本会は「大分県道路鉄道連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　会議は、道路法第２８条の２及び道路法施行規則の一部改正（平成２８年１０月２８日付け国土交通省国道国発第１２９号道路局長通達）に基づき設置するもので、大分県道路メンテナンス会議規約第５条に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

（事　業）

第３条　会議は、第２条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

（１）跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう、関係者の意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業。

（２）関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関する事業。

（３）国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関する事業。

（４）前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業。（必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする）

（構　成）

第４条　会議は、別紙に掲げる関係機関をもって構成するものとする。　２．会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。

３．会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

４．会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

（事務局）

第５条　会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

２．事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

（開催頻度）

第６条　会議の開催は、年１回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

（雑　則）

第７条　規約の改廃は、会議で定める。

ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

（附　則）

本規約は、平成２９年　３月　７日から施行する。

本規約は、令和　４年１１月１４日から施行する。

（別紙）

大分県道路鉄道連絡会議　名簿（案）

令和4年11月14日

	所　　属	役　　職	備　考
会　　長	国土交通省　九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副 会 長	国土交通省　九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副 会 長	西日本高速道路（株）　九州支社	大分高速道路事務所長	
副 会 長	大分県土木建築部	道路保全課長	
委　　員	大分市	土木建築部長	
委　　員	別府市	建設部長	
委　　員	中津市	建設部長	
委　　員	日田市	土木建築部長	
委　　員	佐伯市	建設部長	
委　　員	臼杵市	建設課長	
委　　員	津久見市	土木管理課長	
委　　員	竹田市	建設課長	
委　　員	杵築市	建設課長	
委　　員	宇佐市	建設水道部長	
委　　員	豊後大野市	建設課長	
委　　員	由布市	建設課長	
委　　員	日出町	都市建設課長	
委　　員	九重町	建設課長	
委　　員	玖珠町	建設水道課長	
委　　員	九州旅客鉄道（株）　建設工事部　施設課	副課長	

（整備局） オブザーバー	国土交通省　九州地方整備局　道路部	道路保全企画官	
	国土交通省　九州地方整備局　道路部	地域道路調整官	
	国土交通省　九州地方整備局　九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	

オブザーバー	国土交通省九州運輸局　鉄道部	技術・防災課長	

（参考）

事務局	国土交通省　九州地方整備局　大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省　九州地方整備局　佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路（株）　九州支社　大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県　土木建築部　道路保全課	参事（総括）	

大分県技術検討部会　規約（案）

（名　称）
第１条　本会は、「大分県技術検討部会」（以下、「技術検討部会」という。）と称する。

（目　的）
第２条　技術検討部会は、大分県道路メンテナンス会議規約第５条に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内における道路構造物について、道路構造物の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、道路構造物の予防保全・老朽化対策に関する技術力向上を図ることを目的とする。

（所掌事項）
第３条　技術検討部会は、第２条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。
（１）道路構造物の効率的な点検等を実施する為の情報共有に関すること。
（２）道路構造物の技術的課題の情報共有に関すること。
（３）その他、技術検討部会の運営に会長が妥当と認めた事項。

（組　織）
第４条　技術検討部会は、別紙に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。
２．技術検討部会には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所総括保全対策官、副会長は国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所副所長、大分県土木建築部道路保全課参事、及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所副所長とする。
３．技術検討部会は、会長の招集により開催するものとし、技術検討部会の進行は会長が務める。
４．会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
５．技術検討部会には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。

（事務局）
第５条　技術検討部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
２．事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課、西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

（開催頻度）
第６条　技術検討部会の開催は、年１回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

（雑　則）
第７条　本規約の改廃は技術検討部会で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、技術検討部会会員に通知するものとする。

（附　則）
本規約は、平成３０年　７月２５日から施行する。
本規約は、令和　４年１１月１４日から施行する。

（別紙）

大分県技術検討部会　名簿（案）

令和4年11月14日

	所　　属	役　　職	備　考
会　長	国土交通省　九州地方整備局　大分河川国道事務所	総括保全対策官	
副会長	国土交通省　九州地方整備局　佐伯河川国道事務所	副所長	
副会長	西日本高速道路（株）　九州支社	副所長	
副会長	大分県　土木建築部	参事	
委　員	大分市　土木建築部	土木管理課	
委　員	別府市　建設部	都市整備課	
委　員	中津市　建設部	建設土木課	
委　員	日田市　土木建築部	土木課	
委　員	佐伯市　建設部	建設課	
委　員	臼杵市	建設課	
委　員	津久見市	土木管理課	
委　員	竹田市	建設課	
委　員	豊後高田市	建設課	
委　員	杵築市	建設課	
委　員	宇佐市　建設水道部	土木課	
委　員	豊後大野市	建設課	
委　員	由布市	建設課	
委　員	国東市	建設課	
委　員	姫島村	建設課	
委　員	日出町	都市建設課	
委　員	九重町	建設課	
委　員	玖珠町	建設水道課	

（整備局） オブザーバー	国土交通省　九州地方整備局	道路部	
	国土交通省　九州地方整備局　九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター	
	公益財団法人　大分県建設技術センター	技術部	

（参考）

事務局	国土交通省　九州地方整備局　大分河川国道事務所	保全対策官	
	国土交通省　九州地方整備局　佐伯河川国道事務所	保全対策官	
	西日本高速道路（株）　九州支社　大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県　土木建築部　道路保全課	主幹	

令和４年度大分県道路メンテナンス会議　座席表
【専門部会】 道路鉄道連絡会議・跨道橋連絡会議

令和4年11月14日（月）

出入口

音響

演台

メンテナンスセンター	整備局	大分河国副所長	大分県

九州道路メンテナンスセンター長	九州地方整備局 道路部 道路保全企画官	大分河川国道事務所長	佐伯河川国道事務所長	大分県 道路保全課長	西日本高速道路（株） 大分高速道路事務所長

★ 会場係

◎（会長）

廊下

【随行】	【委員】	【委員】	【随行】
別府市 都市整備課　技師	別府市 都市整備課　課長㈹	大分市 土木建築部長	大分市 土木管理課　技師
日田市 土木課　主幹（総括）	日田市 土木建築部長	中津市 建設部長	中津市 建設部　建設土木課長
日田市 土木課　主任	臼杵市 参事兼総括課長代理㈹	佐伯市 建設課長㈹	佐伯市 建設課　総括主幹
臼杵市 建設課　副主幹	竹田市 建設課付課長㈹	津久見市 土木管理課長	津久見市 土木管理課　主任
杵築市 建設課　主査	杵築市 建設課長	豊後高田市　建設課 主幹兼維持係長㈹	豊後高田市　建設課 課長補佐兼土木係長
	豊後大野市 建設課　主幹㈹	宇佐市　土木課 道路維持係　総括㈹	宇佐市 土木課　主任
	国東市 建設課長	由布市 建設課長	
	日出町 課長補佐兼係長㈹	姫島村 建設課長	
玖珠町 建設水道課　技師	玖珠町 建設水道課長	九重町 建設課長	九重町 建設課　主査
九州旅客鉄道(株) 大分工務所　助役	九州旅客鉄道(株) 施設課　副課長	大分県建設技術センター 技術部長	大分県建設技術センター 技術部　次長兼課長

出入口

廊下

★ 会場係

※ ㈹は代理出席

事務局

記者席

記者席

事務局

モニター

出入口

資料　2

令和4年度

大分県道路メンテナンス会議

＜専門部会＞

- 道路鉄道連絡会議
- 跨道橋連絡会議

Ⅰ.点検実施状況
及び修繕着手等の状況

１）道路メンテナンスの点検修繕実施状況と課題について

①道路のメンテナンスに関する取り組みの経緯

○ 笹子トンネル天井板落下事故[H24.12.2]

○ トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施[H24.12.7]
ジェットファン、照明等

○ 道路ストックの集中点検実施[H25.2～]
第三者被害防止の観点から安全性を確認

○ 道路法の改正[H25.6]
点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設

○ 定期点検に関する省令・告示　公布[H26.3.31]
5年に1回、近接目視による点検

○ 定期点検要領　通知[H26.6.25]
円滑な点検の実施のための具体的な点検方法等を提示

○ 定期点検に関する省令・告示　施行[H26.7.1]
5年に1回、近接目視による点検開始(1巡目)

● 定期点検　1巡目(H26～H30)

○ 定期点検要領　通知[H31.2.28]
定期点検の質を確保しつつ、実施内容を合理化

● 定期点検　2巡目(H31～)

道路分科会建議　中間とりまとめ　[H24.6]
○「6. 持続可能で的確な維持管理・更新」

道路分科会
道路メンテナンス技術小委員会　[H25.6]
○「道路メンテナンスサイクルの構築に向けて」

道路分科会建議　[H26.4]
○「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」

道路分科会建議　[H29.8]
○「1. メンテナンスのセカンドステージへ」

②橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分（2019～2021年度）《全国》

○ 全道路管理者の2巡目（2019～2021年度）の点検実施状況は、橋梁：61%、トンネル：53%、道路附属物等※：60%
○ 1巡目（2014～2018年度）の3年度目終了時と比較して、点検が進捗している。
○ 全道路管理者の2019～2021年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：8%、トンネル：31%、道路附属物等：12%

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

2巡目（2019～2021年度）の点検実施状況

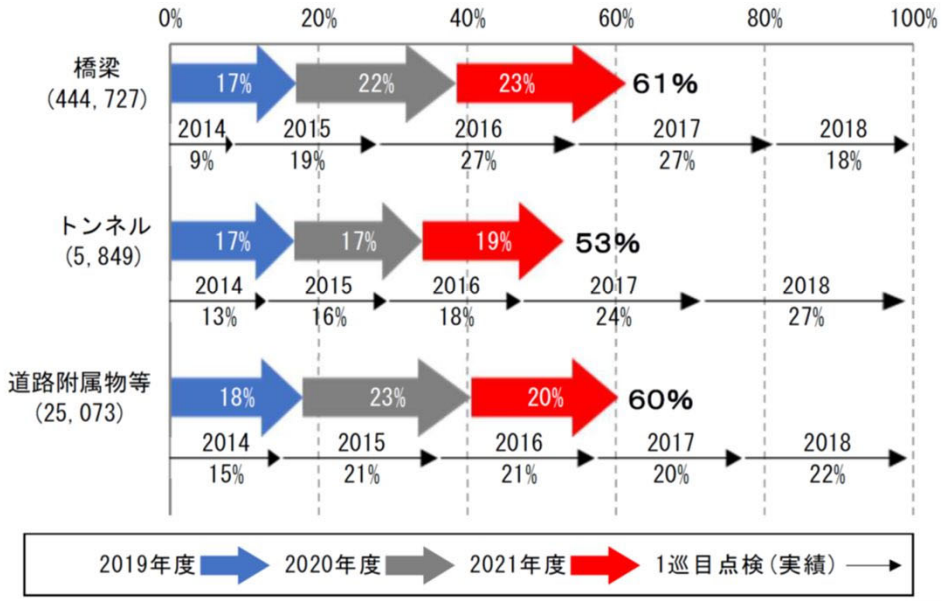

※（　）内は、2019～2021年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2巡目（2019～2021年度）の点検結果

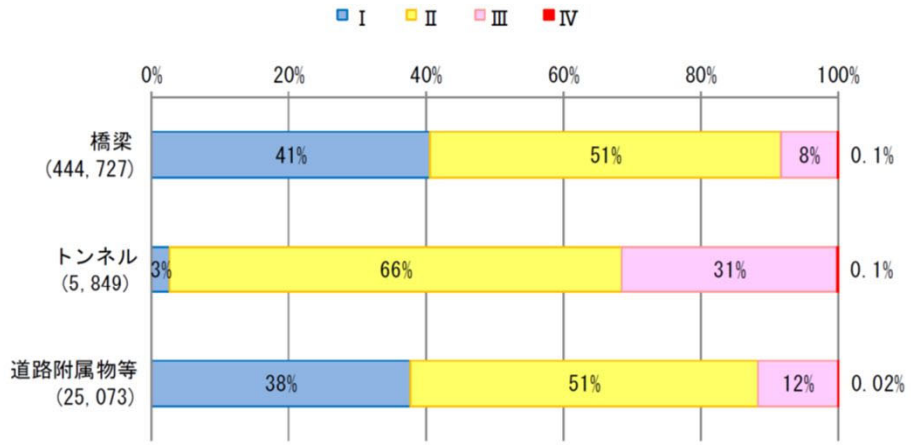

※（　）内は、2019～2021年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

出典：道路メンテナンス年報記者発表資料（令和4年8月）

③橋梁個別施設計画の策定状況（2021年度末時点）《全国》

○ 国のインフラ長寿命化基本計画（2013 年）では2020 年頃までの長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定を目標としていますが、2021 年度末時点で計画を策定していない地方公共団体が45団体あり、策定済みで公表していない地方公共団体は164団体あります。
○ 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は147団体。
○ また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は196団体。
○ 橋梁等の老朽化対策を計画的・効率的に進めるためにも、長寿命化修繕計画を策定するとともに、点検結果を踏まえ、更新を行うことが重要です。

【橋梁(2m 以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】

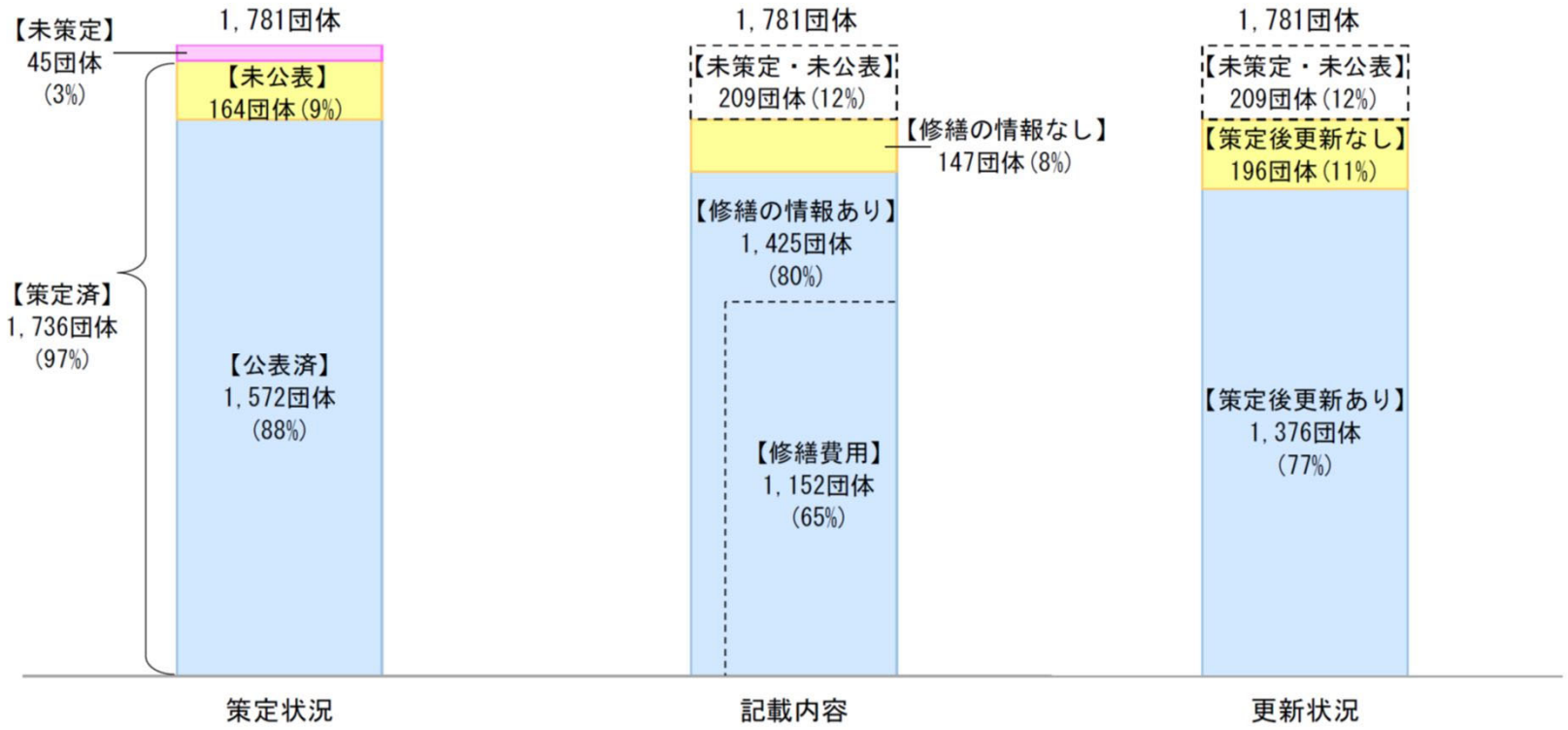

※2022 年 3 月 31 日時点(国土交通省道路局調べ)
※地方公共団体(1,781 団体)の内訳は、都道府県:47 団体、政令市:20 団体、市区町村:1,714 団体(特別区含む)

出典:道路メンテナンス年報より(令和4年8月)

④判定区分Ⅳの橋梁の措置状況《全国》

○ 2021 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設の措置状況のうち、撤去・廃止の割合は、2021 年度末時点で、橋梁：32%

○ 判定区分Ⅳの橋梁の措置状況（完了済・予定のものを含む）

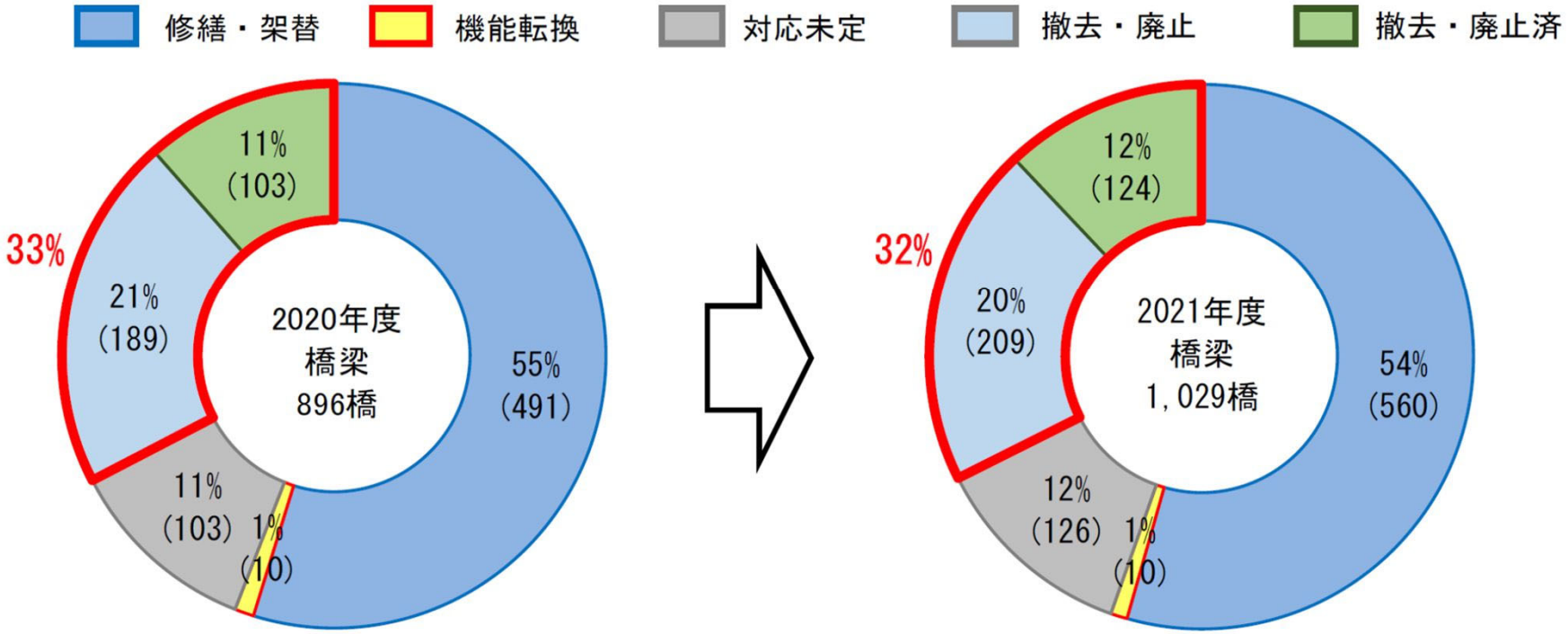

出典：道路メンテナンス年報より（令和4年8月）

橋梁の損傷事例

判定区分Ⅲ　早期措置段階「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」

国管理　床版鉄筋露出
※床版：橋の裏側

地方自治体管理　主桁腐食

地方自治体管理　支承腐食

判定区分Ⅳ　緊急措置段階「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」

国管理　主桁腐食・欠損

地方自治体管理　床版鉄筋露出

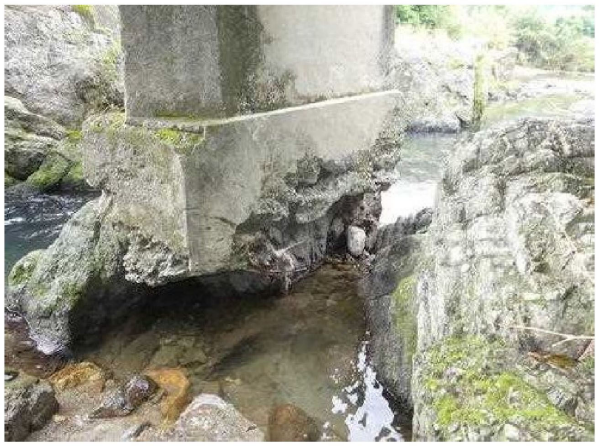

地方自治体管理　橋脚洗掘

出典：道路メンテナンス年報記者発表資料（令和4年8月）

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《全国》

○ 1巡目（2014年度～2018年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2021年度末時点で国土交通省：91%、高速道路会社：81%、地方公共団体：65%、完了した割合は、国土交通省：53%、高速道路会社：60%、地方公共団体：46%

○ 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約3割ある。

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（C）	未着手施設数	点検年度	2021年度末時点 措置着手率（B/A）、措置完了率（C/A）	（参考）2020年度末時点 措置に着手済の施設数	（参考）2020年度末時点 うち完了
国土交通省	3,402	3,107 (91%)	1,805 (53%)	295 (9%)	2014	83% / 100%	2,845 (83%)	1,439 (42%)
					2015	79% / 100%		
					2016	65% / 100%		
					2017	26% / 84%		
					2018	21% / 76%		
高速道路会社	2,539	2,068 (81%)	1,533 (60%)	471 (19%)	2014	85% / 100%	1,669 (66%)	1,137 (45%)
					2015	90% / 100%		
					2016	78% / 100%		
					2017	55% / 82%		
					2018	24% / 48%		
地方公共団体	62,694	40,611 (65%)	28,589 (46%)	22,083 (35%)	2014	64% / 77%	34,419 (55%)	21,912 (35%)
					2015	56% / 72%		
					2016	48% / 66%		
					2017	34% / 57%		
					2018	28% / 53%		
都道府県政令市等	20,393	16,385 (80%)	11,168 (55%)	4,008 (20%)	2014	72% / 86%	14,156 (69%)	8,437 (41%)
					2015	65% / 86%		
					2016	57% / 81%		
					2017	42% / 74%		
					2018	39% / 77%		
市区町村	42,301	24,226 (57%)	17,421 (41%)	18,075 (43%)	2014	58% / 70%	20,263 (48%)	13,475 (32%)
					2015	52% / 66%		
					2016	44% / 61%		
					2017	31% / 48%		
					2018	22% / 40%		
合計	68,635	45,786(67%)	31,927(47%)	22,849(33%)		47% / 67%	38,933(57%)	24,488(36%)

完了済　着手済

:2021年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース
2014年度点検実施（7年経過）：100%、2015年度点検実施（6年経過）：100%、2016年度点検実施（5年経過）：100%、2017年度点検実施（4年経過）：80%、2018年度点検実施（3年経過）：60%

出典：道路メンテナンス年報記者発表資料（令和4年8月）

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《全国》

○ 1巡目（2014年度～2018年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2021年度末時点で国土交通省：96%、高速道路会社：95%、地方公共団体：85%、完了した割合は、国土交通省：81%、高速道路会社：88%、地方公共団体：62%

○ 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（C）	未着手施設数	点検年度	2021年度末時点 措置着手率（B/A）、措置完了率（C/A）	（参考）2020年度末時点 措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	513	495 (96%)	413 (81%)	18 (4%)	2014	100% / 100%	463 (90%)	359 (70%)
					2015	95% / 100%		
					2016	81% / 100%		
					2017	62% / 92%		
					2018	40% / 84%		
高速道路会社	692	657 (95%)	612 (88%)	35 (5%)	2014	95% / 100%	624 (90%)	551 (80%)
					2015	98% / 100%		
					2016	98% / 100%		
					2017	73% / 92%		
					2018	57% / 68%		
地方公共団体	3,205	2,728 (85%)	1,991 (62%)	477 (15%)	2014	76% / 88%	2,422 (76%)	1,535 (48%)
					2015	75% / 91%		
					2016	75% / 93%		
					2017	60% / 89%		
					2018	44% / 72%		
都道府県 政令市等	2,342	2,210 (94%)	1,656 (71%)	132 (6%)	2014	84% / 94%	2,001 (85%)	1,287 (55%)
					2015	77% / 93%		
					2016	78% / 96%		
					2017	65% / 96%		
					2018	58% / 91%		
市区町村	863	518 (60%)	335 (39%)	345 (40%)	2014	62% / 77%	421 (49%)	248 (29%)
					2015	61% / 72%		
					2016	56% / 75%		
					2017	35% / 60%		
					2018	27% / 50%		
合計	4,410	3,880(88%)	3,016(68%)	530(12%)		68% / 88%	3,059(80%)	2,445(55%)

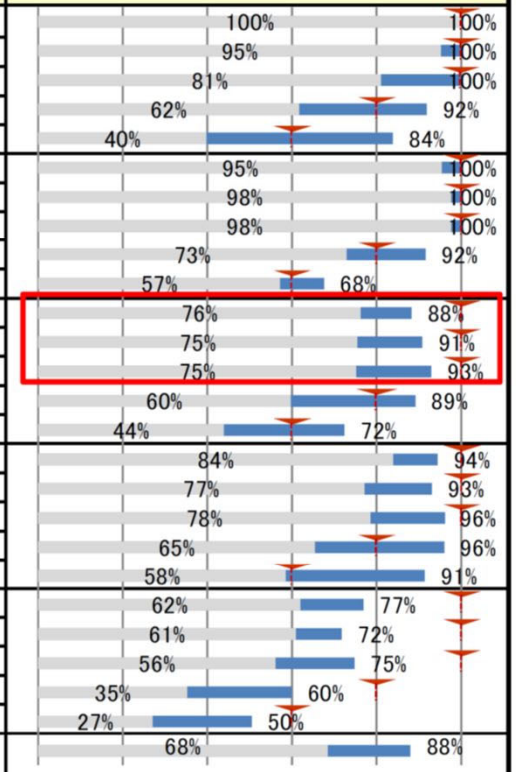

完了済　着手済

:2021年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース
2014年度点検実施（7年経過）：100%、2015年度点検実施（6年経過）：100%、2016年度点検実施（5年経過）：100%、2017年度点検実施（4年経過）：80%、2018年度点検実施（3年経過）：60%

出典：道路メンテナンス年報記者発表資料（令和4年8月）

2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況《全国》

○ 2巡目（2019年度～2021年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2021年度末時点で国土交通省：37%、高速道路会社：28%、地方公共団体：30%、完了した割合は、国土交通省：4%、高速道路会社：7%、地方公共団体：8%

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（C）	未着手施設数	点検年度	2021年度末時点 措置着手率（B/A）、措置完了率(C/A)
国土交通省	2,395	895 (37%)	106 (4%)	1,500 (63%)	2019	9% 60%
					2020	4% 43%
					2021	1% 12%
高速道路会社	1,663	459 (28%)	110 (7%)	1,204 (72%)	2019	12% 39%
					2020	8% 31%
					2021	1% 14%
地方公共団体	32,893	9,916 (30%)	2,627 (8%)	22,977 (70%)	2019	15% 40%
					2020	8% 32%
					2021	2% 19%
都道府県 政令市等	10,901	3,911 (36%)	894 (8%)	6,990 (64%)	2019	15% 48%
					2020	9% 39%
					2021	2% 22%
市区町村	21,992	6,005 (27%)	1,773 (8%)	15,987 (73%)	2019	15% 36%
					2020	8% 29%
					2021	2% 18%
合計	36,951	11,270(30%)	2,843(8%)	25,681(70%)		

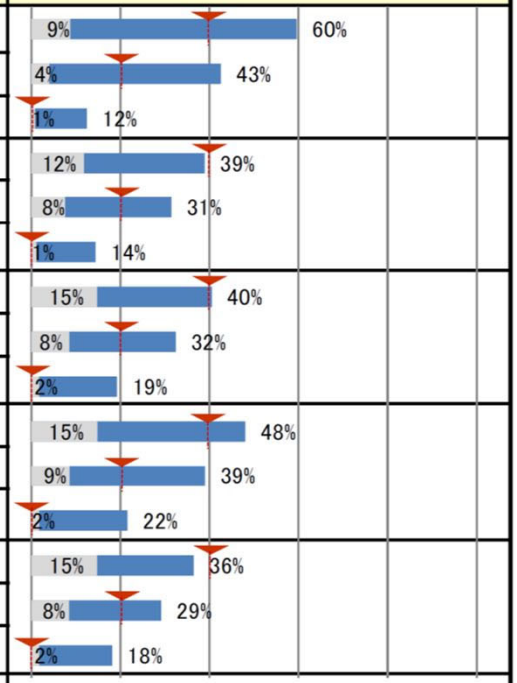

出典：道路メンテナンス年報記者発表資料（令和4年8月）

2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《全国》

○ 2巡目（2019年度～2021年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2021年度末時点で国土交通省：69%、高速道路会社：55%、地方公共団体：58%、完了した割合は、国土交通省：6%、高速道路会社：17%、地方公共団体：11%

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（C）	未着手施設数	点検年度	2021年度末時点 措置着手率（B/A）、措置完了率（C/A）
国土交通省	293	203 (69%)	19 (6%)	90 (31%)	2019	13% 80%
					2020	5% 65%
					2021	0% 59%
高速道路会社	242	132 (55%)	42 (17%)	110 (45%)	2019	23% 59%
					2020	8% 50%
					2021	19% 53%
地方公共団体	1,307	757 (58%)	143 (11%)	550 (42%)	2019	29% 80%
					2020	8% 66%
					2021	1% 37%
都道府県 政令市等	1,117	680 (61%)	129 (12%)	437 (39%)	2019	32% 86%
					2020	8% 68%
					2021	2% 39%
市区町村	190	77 (41%)	14 (7%)	113 (59%)	2019	15% 57%
					2020	9% 43%
					2021	0% 24%
合計	1,842	1,092(59%)	204(11%)	750(41%)		

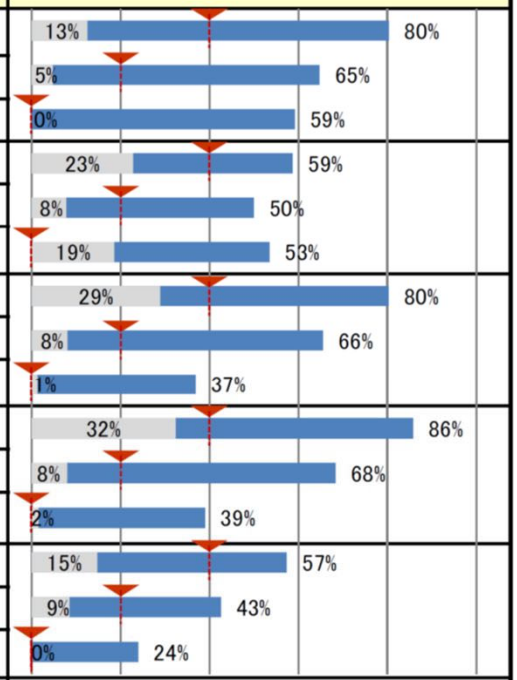

出典：道路メンテナンス年報記者発表資料（令和4年8月）

⑤点検実施者の保有資格の状況《全国》

○ 2021 年度に地方公共団体が実施した橋梁点検のうち、職員自らが点検（直営点検）を実施した割合は14%となっています。
○ 直営点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修※1 を受講又は資格※2を保有している割合は41%、研修・資格ともになしは59%となっています。
○ 委託点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修を受講又は資格を保有している割合は95%、研修・資格ともになしは5%となっています。
○ 点検の精度向上するためには研修受講、資格の活用など点検技術の向上を図る必要があります。

※1 研　　修：国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習
※2 民間資格：国土交通省登録技術資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格）

○ 2021 点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合

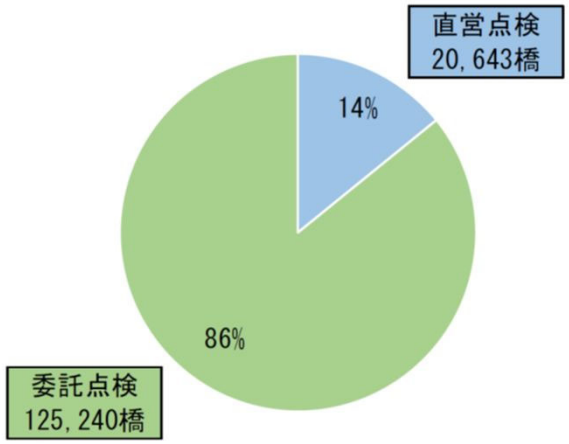

※2021 年度に点検を実施した施設のうち、報告があった145,883 橋を対象に橋梁数ベースで算出。（右図も同様）

○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴

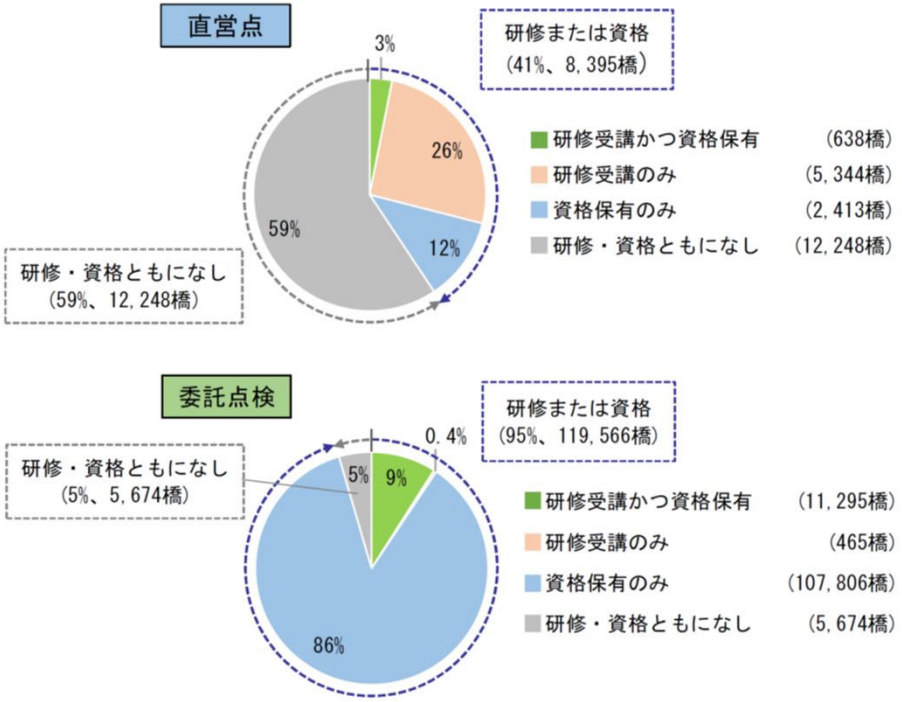

出典：道路メンテナンス年報より（令和4年8月）

２）九州、大分県の点検実施状況
及び修繕着手率

①橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分《九州》

〇九州全道路管理者の２０２１年度の点検実施状況は橋梁６３％、トンネル５３％、道路附属物６２％。
〇九州の点検実施率は全国平均と比べ、橋梁・トンネル・道路附属物は同程度。
〇九州全道路管理者の２０２１年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：７％、トンネル：２２％、道路附属物：１０％。

2021年度の点検実施状況（九州版）

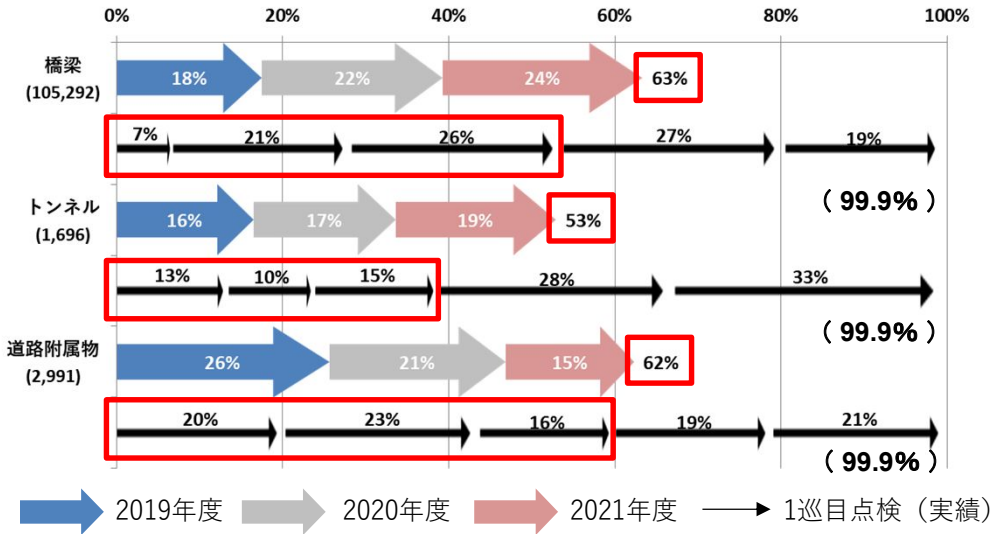

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※（）は令和3年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数
（撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。）

2巡目点検の点検結果（九州版）

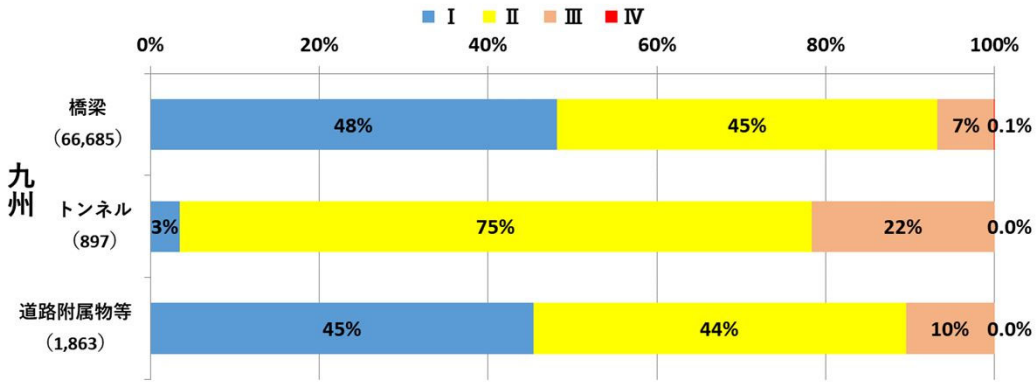

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※（）は令和元年度から令和3年度に点検を実施した施設数

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

出典：道路メンテナンス年報（令和4年8月）より作成

①橋梁、トンネル等の点検実施状況《九州・大分県》

国土交通省

〇大分県全道路管理者の2021年度の点検実施状況は橋梁63%、トンネル48%、道路附属物57%程度
〇例えば、橋梁は2014～2016年度に比べ10ポイント増加するなど、点検が前回より進捗している

2021年度の点検実施状況（全管理者合計）

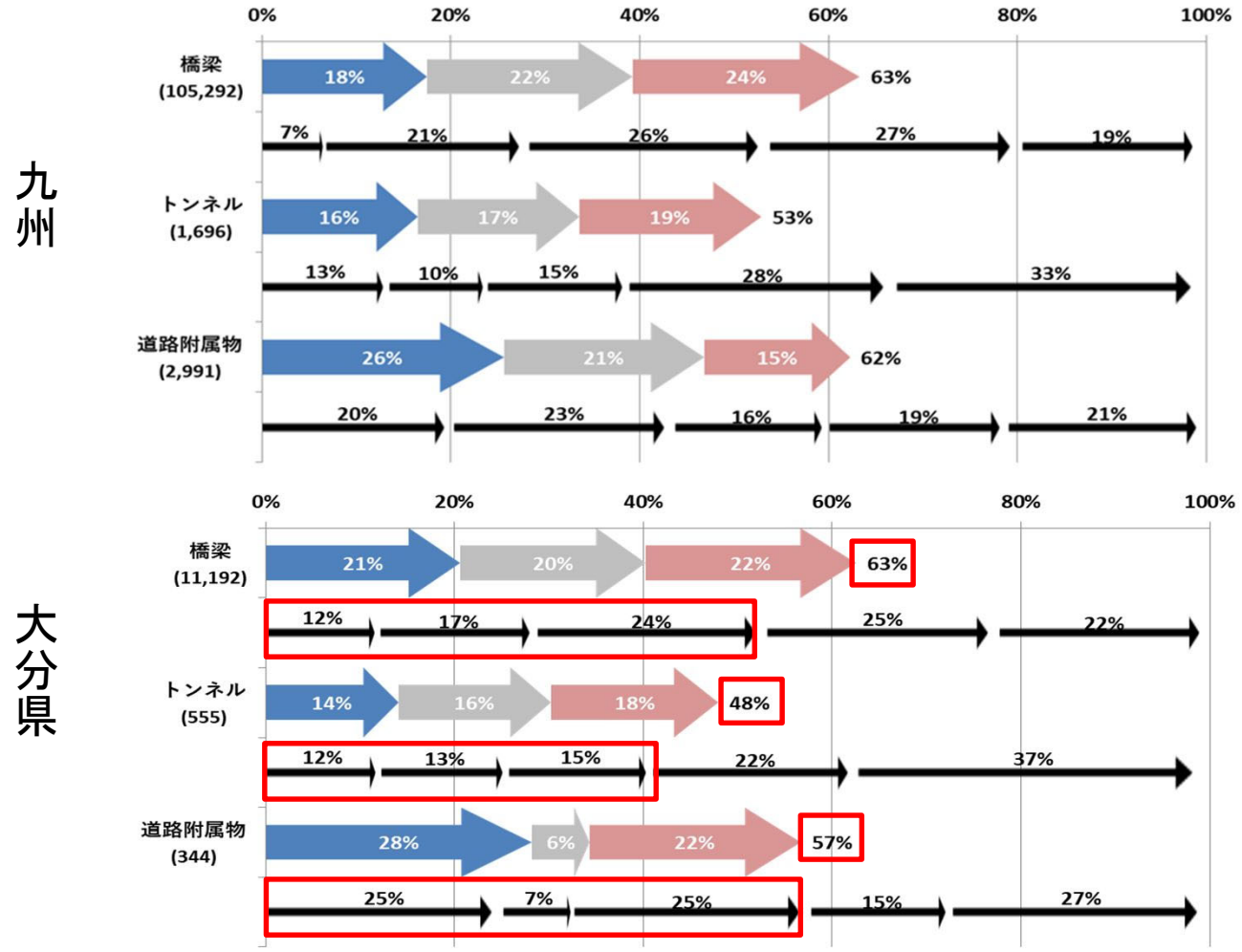

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※（）は令和3年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数
（撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く）
※道路附属物等：シェッド・大型カルバート横断歩道橋・門型標識等

2019年度　2020年度　2021年度　→ 1巡目点検（実績）

出典：道路メンテナンス年報（令和4年8月）より作成

①橋梁、トンネル等の判定区分状況《九州・大分県》

国土交通省

○大分県の橋梁における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）が13%（920橋）、緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）が0.2%（12橋）
○トンネルでは判定区分Ⅲが24%（63施設）
○道路附属物等では判定区分Ⅲが8%（16施設）

2巡目点検（2021年度時点）の判定区分割合（全道路管理者合計）

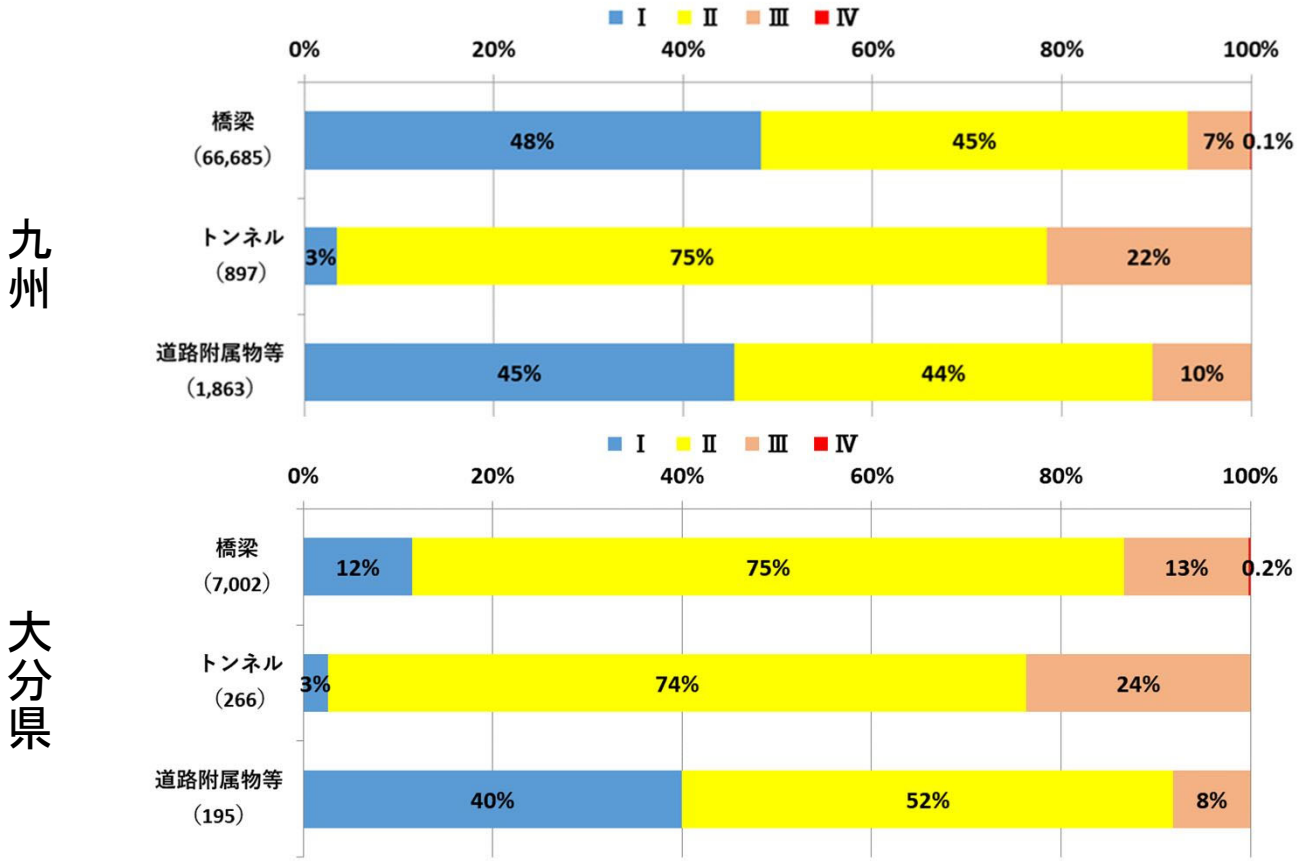

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※（）は令和元年度から令和3年度に点検を実施した施設数
（令和3年度末時点で診断中の施設を除く）

出典：道路メンテナンス年報（令和4年8月）より作成

①判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁の措置状況《九州・大分県》

国土交通省

〇大分県の橋梁において、平成26～30年度に点検を実施し、次回点検までに
措置を講ずべき施設（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、
国土交通省管理：100%、地方公共団体管理：65%（うち市町村管理：53%）
修繕が完了した割合は、
国土交通省管理：75%、地方公共団体管理：40%（うち市町村管理：28%）

■ 九州

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率（B/A）	修繕完了率（C/A）
国土交通省	307	288 (94%)	218 (71%)	H26年度	80%	100%
				H27年度	91%	100%
				H28年度	73%	100%
				H29年度	63%	88%
				H30年度	40%	76%
高速道路会社	282	238 (84%)	224 (79%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	98%	100%
				H28年度	95%	100%
				H29年度	54%	66%
				H30年度	24%	28%
地方公共団体計	7,297	5,526 (76%)	3,750 (51%)	H26年度	68%	84%
				H27年度	59%	80%
				H28年度	52%	74%
				H29年度	44%	73%
				H30年度	34%	69%
県・政令市等	2,075	1,964 (95%)	1,248 (60%)	H26年度	82%	99%
				H27年度	69%	96%
				H28年度	63%	94%
				H29年度	54%	94%
				H30年度	41%	92%
市町村	5,222	3,562 (68%)	2,502 (48%)	H26年度	61%	78%
				H27年度	56%	74%
				H28年度	49%	67%
				H29年度	40%	65%
				H30年度	30%	54%
合計	7,886	6,052 (77%)	4,192 (53%)		53%	77%

■ 大分県

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 D (D/A)	点検実施年度	修繕着手率（B/A）	修繕完了率（C/A）
国土交通省	32	32 (100%)	24 (75%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	100%	100%
				H28年度	100%	100%
				H29年度	33%	100%
				H30年度	0%	100%
高速道路会社	29	29 (100%)	27 (93%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	100%	100%
				H28年度	80%	100%
				H29年度	100%	100%
				H30年度	100%	100%
地方公共団体計	1,704	1,101 (65%)	689 (40%)	H26年度	53%	76%
				H27年度	37%	60%
				H28年度	34%	58%
				H29年度	35%	64%
				H30年度	42%	65%
県・政令市等	416	414 (100%)	327 (79%)	H26年度	86%	100%
				H27年度	89%	100%
				H28年度	75%	100%
				H29年度	72%	100%
				H30年度	68%	98%
市町村	1,288	687 (53%)	362 (28%)	H26年度	31%	59%
				H27年度	30%	55%
				H28年度	26%	49%
				H29年度	27%	56%
				H30年度	26%	46%
合計	1,765	1,162 (66%)	740 (42%)		42%	66%

※ 平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施設で、修繕（設計含む）に着手（又は工事が完了）した割合（令和3年度末時点）

出典：道路メンテナンス年報（令和4年8月）より作成

①判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルの措置状況《九州・大分県》

国土交通省

〇大分県のトンネルにおいて、平成26～30年度に点検を実施し、次回点検までに
措置を講ずべき施設（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、
国土交通省管理：100%、地方公共団体管理：78%（うち市町村管理：58%）
修繕が完了した割合は、
国土交通省管理：100%、地方公共団体管理：58%（うち市町村管理：30%）

■ 九州

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率（B/A）	修繕完了率（C/A）
国土交通省	45	39 (87%)	35 (78%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	100%	100%
				H28年度	100%	100%
				H29年度	20%	60%
				H30年度	25%	50%
高速道路会社	53	51 (96%)	51 (96%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	100%	100%
				H28年度	100%	100%
				H29年度	100%	100%
				H30年度	75%	75%
地方公共団体計	539	443 (82%)	316 (59%)	H26年度	71%	89%
				H27年度	90%	98%
				H28年度	67%	85%
				H29年度	57%	89%
				H30年度	43%	68%
県・政令市等	352	335 (95%)	257 (73%)	H26年度	71%	88%
				H27年度	92%	100%
				H28年度	73%	92%
				H29年度	73%	100%
				H30年度	65%	95%
市町村	187	108 (58%)	59 (32%)	H26年度	73%	93%
				H27年度	67%	67%
				H28年度	50%	67%
				H29年度	20%	64%
				H30年度	25%	47%
合計	637	533 (84%)	402 (63%)		63%	84%

※ 平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施設で、修繕（設計含む）に着手（又は工事が完了）した割合（令和3年度末時点）

■ 大分県

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率（B/A）	修繕完了率（C/A）
国土交通省	13	13 (100%)	13 (100%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	100%	100%
				H28年度	0%	
				H29年度	0%	
				H30年度	0%	
高速道路会社	8	8 (100%)	8 (100%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	0%	
				H28年度	100%	100%
				H29年度	100%	100%
				H30年度	0%	
地方公共団体計	204	160 (78%)	119 (58%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	91%	100%
				H28年度	60%	77%
				H29年度	35%	69%
				H30年度	45%	69%
県・政令市等	98	98 (100%)	87 (89%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	91%	100%
				H28年度	86%	100%
				H29年度	75%	100%
				H30年度	89%	100%
市町村	106	62 (58%)	32 (30%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	0%	
				H28年度	43%	62%
				H29年度	16%	53%
				H30年度	27%	56%
合計	225	181 (80%)	140 (62%)		62%	80%

出典：道路メンテナンス年報（令和4年8月）より作成

①判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物の措置状況《九州・大分県》

国土交通省

○大分県の道路附属物において、平成26～30年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、
　国土交通省管理：89%、地方公共団体管理：78%（うち市町村管理：60%）
修繕が完了した割合は、
　国土交通省管理：74%、地方公共団体管理：52%（うち市町村管理：40%）

■ 九州

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率（B/A）	修繕完了率（C/A）
国土交通省	134	107 (80%)	79 (59%)	H26年度	70%	91%
				H27年度	100%	100%
				H28年度	62%	86%
				H29年度	36%	71%
				H30年度	16%	32%
高速道路会社	38	37 (97%)	37 (97%)	H26年度	100%	100%
				H27年度	100%	100%
				H28年度	100%	100%
				H29年度	67%	67%
				H30年度	100%	100%
地方公共団体計	215	181 (84%)	118 (55%)	H26年度	71%	82%
				H27年度	74%	84%
				H28年度	46%	73%
				H29年度	55%	88%
				H30年度	41%	84%
県・政令市等	169	144 (85%)	92 (54%)	H26年度	71%	71%
				H27年度	74%	86%
				H28年度	52%	83%
				H29年度	51%	86%
				H30年度	41%	87%
市町村	46	37 (80%)	26 (57%)	H26年度	70%	90%
				H27年度	67%	67%
				H28年度	0%	
				H29年度	82%	100%
				H30年度	42%	79%
合計	387	325 (84%)	234 (60%)		60%	84%

■ 大分県

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率（B/A）	修繕完了率（C/A）
国土交通省	19	17 (89%)	14 (74%)	H26年度	75%	94%
				H27年度	100%	100%
				H28年度	0%	
				H29年度	0%	
				H30年度	100%	100%
高速道路会社	1	1 (100%)	1 (100%)	H26年度	0%	
				H27年度	100%	100%
				H28年度	0%	
				H29年度	0%	
				H30年度	0%	
地方公共団体計	27	21 (78%)	14 (52%)	H26年度	50%	50%
				H27年度	0%	
				H28年度	67%	67%
				H29年度	50%	100%
				H30年度	47%	80%
県・政令市等	22	18 (82%)	12 (55%)	H26年度	0%	
				H27年度	0%	
				H28年度	80%	80%
				H29年度	67%	100%
				H30年度	43%	79%
市町村	5	3 (60%)	2 (40%)	H26年度	50%	50%
				H27年度	0%	
				H28年度	0%	
				H29年度	0%	100%
				H30年度	100%	100%
合計	47	39 (83%)	29 (62%)		62%	83%

※ 平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ、Ⅳ診断された施設で、修繕（設計含む）に着手（又は工事が完了）した割合（令和3年度末時点）

出典：道路メンテナンス年報（令和4年8月）より作成

①判定区分Ⅳの橋梁の措置状況《九州》

国土交通省

○2021年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、50橋となり、前年度より7橋増加している。対策として、撤去・廃止された橋梁も23橋（予定含む）と前年度末より1橋増加
○2019年度から2021年度にかけて判定区分Ⅳの橋梁は17橋増加

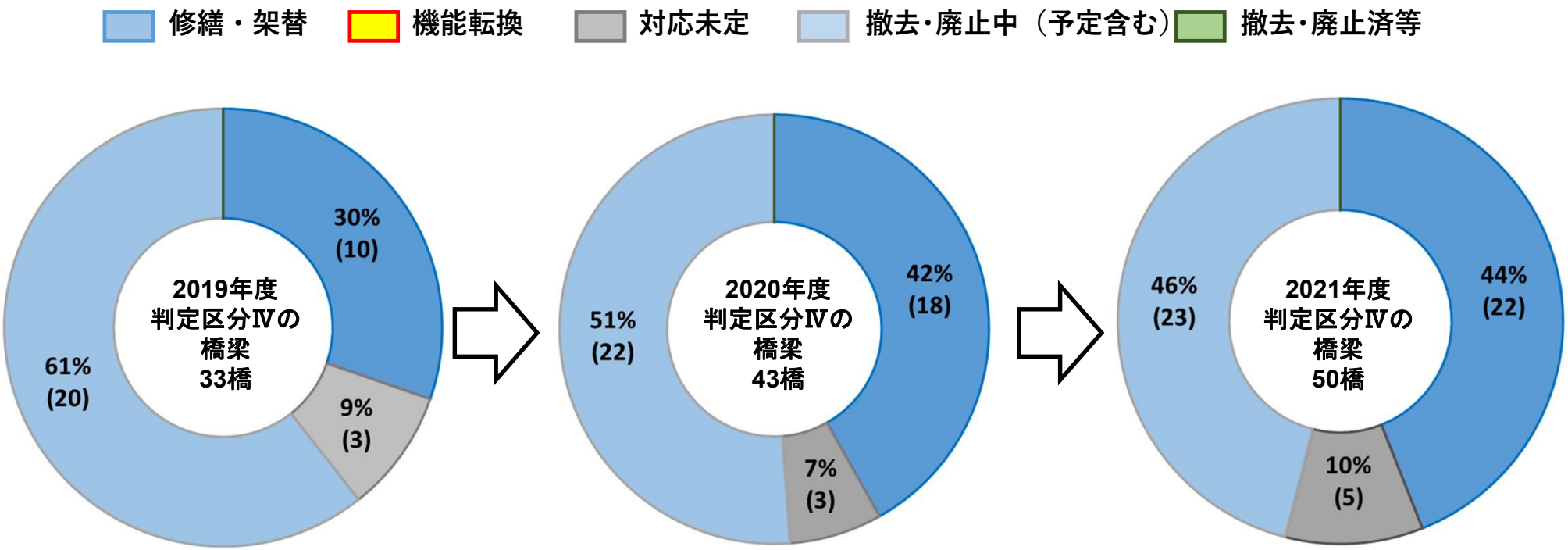

出典：道路メンテナンス年報（令和4年8月）より作成

Ⅱ.点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について

１）点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について

①道路メンテナンス事業補助制度

九州地方整備局

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去を実施するもの
※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

新技術等を活用する事業※1、長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2を策定した自治体の事業

※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
※2「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する数値目標

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定・公表
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた 道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：5．5／10×δ　　（δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画

【橋梁】　【トンネル】　【道路附属物等】

①道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

九州地方整備局

□ 背景・概要　今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援①「新技術等の活用促進」

優先支援対象

コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

従来　近接・野帳の記入が**必要**

ボートによる近接目視

新技術　近接・野帳の記入が**不要**

点検ロボットカメラによる写真撮影

効果の試算

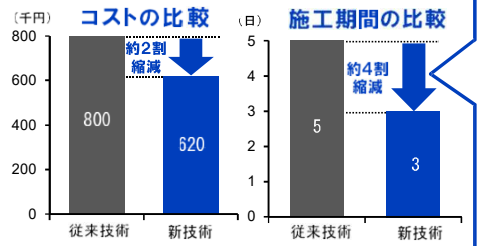

橋梁10橋での試算

・点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成
・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係るコストや施工期間の縮減、安全性の向上が図られる

優先支援②「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約化・撤去」や「新技術等の活用」、「費用縮減」に関する短期的な数値目標を策定した自治体の事業

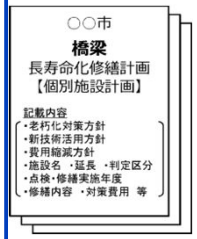

【集約化・撤去】
（例）令和○年度までに、管理する○橋のうち約半数程度について、施設の撤去や、複数施設の集約化などの検討を実施することを目標とする。

【新技術等の活用】
（例）令和○年度までに、管理する○橋全てについて、新技術活用検討を行い、約○割程度の橋梁で事業の効率化が見込まれる新技術を活用する。

【費用縮減】
（例）令和○年度までに、管理する○橋のうち、○橋については直営点検や新技術を活用した点検を実施することで、費用を約○割縮減する。

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

【記載事例】

集約化・撤去	迂回路が存在し集約が可能な橋梁について、令和5年度までに2橋程度の集約化・撤去を検討します。
新技術等の活用	令和7年度までに管理する4,222橋のうち、約1割の橋梁で新技術の活用を目指します。
費用縮減	1巡目の定期点検で橋梁点検車及び高所作業車を使用した橋梁（管理橋梁の約2割）については、新技術の活用を重点的に検討し、令和7年度までの5年間で約2百万円のコスト縮減を目指す。

ガイドライン・性能カタログの概要

○ ガイドラインは、定期点検業務の中で受発注者が使用する技術を確認するプロセス等を例示。
○ 性能カタログは、国が定めた技術の性能値を開発者に求め、カタログ形式でとりまとめたもので、受発注者が新技術活用を検討する場合に参考とできる。

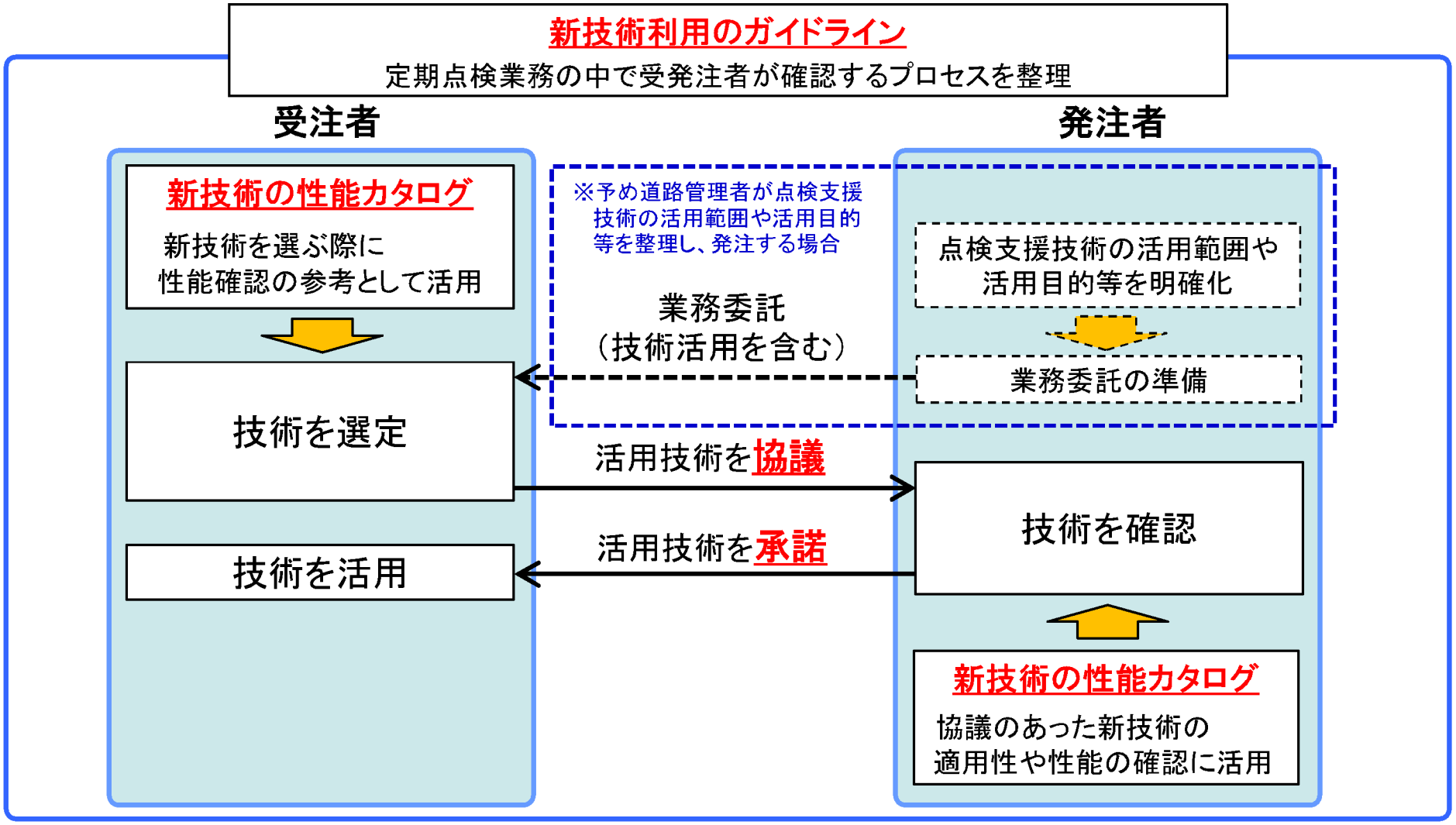

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和 4 年 9 月 6 日
道 路 局　国道・技術課

橋梁・トンネルの点検支援技術性能カタログを 169 技術に拡充
舗装の点検支援技術性能カタログ（案）を新たに策定

国土交通省では、道路構造物の点検の効率化・高度化を推進するため、点検に活用できる新技術をとりまとめた「点検支援技術性能カタログ」を策定しています。
橋梁・トンネルに活用可能な技術を令和 3 年 12 月～令和 4 年 1 月に公募し、今般、40 技術を拡充しました。本年度も追って公募いたします。
また、舗装を対象にした点検支援技術について３技術を掲載した性能カタログ（案）を策定しました。改めて本年秋頃に公募を行い、掲載技術の拡充を進めます。

点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、国管理施設等において技術を検証した結果をカタログ形式でとりまとめたものです。直轄国道の橋梁・トンネルの定期点検業務においては、今年度から点検支援技術の活用を原則化しており、点検支援技術性能カタログに掲載された技術の中から基本的に選定していく予定です。
引き続き新技術の積極的な活用と、これによる点検の効率化・高度化を進めてまいります。

（ご参考）国土交通省ホームページ　https://www.mlit.go.jp/road/tech/index.html

■掲載技術数
＜橋梁・トンネル＞

項目	掲載数	（拡充数）
画像計測	69	(19)
非破壊検査	42	(11)
計測・モニタリング	55	(10)
データ収集・通信	3	(0)
計	169	(40)

※開発者の事業撤退による

＜舗装＞

項目	掲載数
路面性状診断	3

＜お問い合わせ＞
（橋梁・トンネル）道路局 国道・技術課 技術企画室　課長補佐　松實、豊田
（舗装）　道路メンテナンス企画室　課長補佐　杉本、中岡
代表：03-5253-8111（内線 37862）　FAX：03-5253-1620

点検支援技術性能カタログ

○ 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。
○ 受発注者が本カタログを参照することにより、点検への新技術の活用を促進。直轄国道の橋梁・トンネルの定期点検業務においては、今年度から点検支援技術の活用を原則化しており、本カタログに掲載された技術の中から基本的に選定予定。
○ 令和4年9月に、橋梁・トンネルを対象とした技術を拡充（131→169技術）すると共に、舗装を対象とした点検支援技術性能カタログ（案）を新たに策定し、3技術を掲載。

＜主な掲載技術＞

【橋梁・トンネル】

画像計測

・橋梁　　：47技術
・トンネル：22技術

水上ﾄﾞﾛｰﾝによる損傷把握

ﾚｰｻﾞｰｽｷｬﾝによる変状把握

非破壊検査

・橋梁　　：23技術
・トンネル：19技術

AEｾﾝｻを利用した
PCｸﾞﾗｳﾄ充填把握

レーダーを利用した
トンネル覆工の変状把握

計測・モニタリング

・橋梁　　：44技術
・トンネル：11技術

光ﾌｧｲﾊﾞｰｾﾝｻｰよる
橋梁モニタリング

トンネル内附属物の
異常監視センサー

データ収集・通信

・3技術

【　舗　装　】

路面性状診断

・3技術

車載装置による路面性状測定

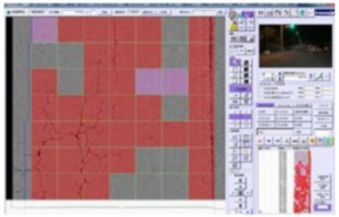
AIによる路面性状解析

※国土交通省ホームページ
https://www.mlit.go.jp/road/tech/index.html

令和4年度　新規掲載技術の例＜橋梁＞

○ 令和4年度は、橋梁の点検に活用できる技術を新たに25技術拡充

○ ボート型ドローンによる画像計測技術、音響信号による打音検査でグラウト充填状態を把握する非破壊検査技術、水中ドローンを用いて超音波により洗掘状況を把握する計測技術等を掲載

従来点検

桁下空間が狭い箇所等
における近接目視

PCｸﾞﾗｳﾄ充填状態を
はつり調査で確認

手作業による
下部工洗掘状況の計測

点検支援技術

画像計測技術（13技術）

ボート型ドローンで水面から
動画撮影を実施し損傷状況を把握

＜掲載技術名＞
全方向水面移動式ボート型ドローン
を用いた溝橋点検支援技術

（検出項目：ひびわれ）

非破壊検査技術（5技術）

音響信号による打音検査で
PCｸﾞﾗｳﾄの充填状態を把握

＜掲載技術名＞
AEセンサを用いたデジタル打
音検査（PCグラウト充填）

（検出項目：PCｸﾞﾗｳﾄ未充填）

計測・モニタリング技術（7技術）

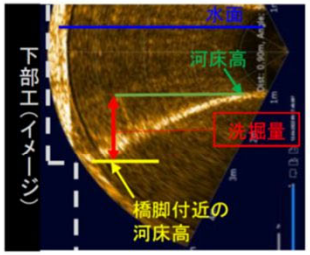

水中ドローンを用いた超音波による
下部工の洗掘状況把握

＜掲載技術名＞
水中ドローン（DiveUnit300）を用いた橋梁点検
支援技術（洗掘）

（検出項目：洗掘）

令和4年度　新規掲載技術の例＜トンネル＞

○ 令和4年度は、道路トンネルの点検に活用できる技術を新たに15技術拡充

○ 小孔によるコンクリート内部調査技術、周波数計測によるひび割れ深さ計測技術、ひずみ計測技術等を掲載

従来点検

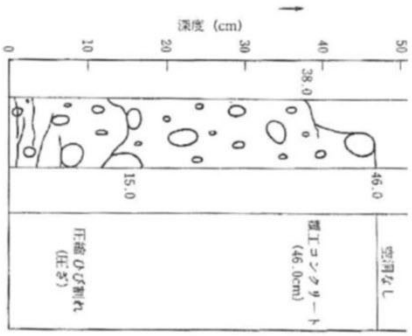

ボーリングコアの観察によりひび割れ深さを確認

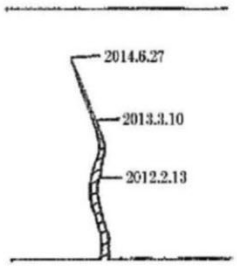

ひび割れ末端への日付マーキング
により進行を把握

※図はいずれも「道路トンネル維持管理便覧【本体工編】令和2年版」（日本道路協会）より引用

点検支援技術

画像計測技術（6技術）

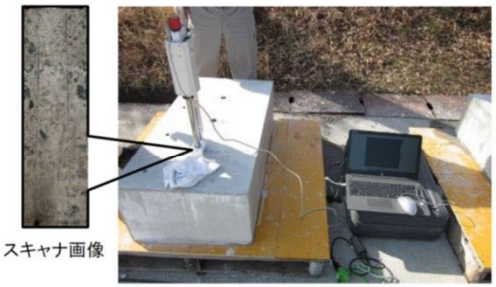

小孔に棒型スキャナを挿入し
コンクリート内部を調査

＜掲載技術名＞
コンクリート内部調査技術（棒形スキャナ）

（検出項目：ひび割れ深さ）

非破壊検査技術（6技術）

打音による周波数を計測し
ひび割れ深さを計測

＜掲載技術名＞
デジタル打音検査とデジタル目視点検の統合システム（ひび割れ深さ）

（検出項目：ひび割れ深さ）

計測・モニタリング技術（3技術）

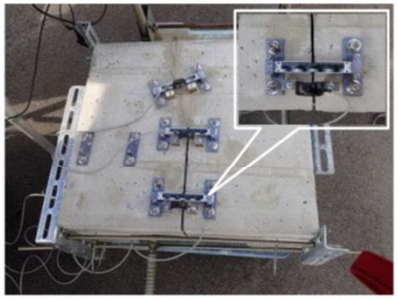

微小なひずみを計測・可視化する
ことで、ひび割れの進行を把握

＜掲載技術名＞
モアレ縞を用いたひずみ計測技術（ひずみ可視化デバイス）

（検出項目：ひび割れの進行性）

掲載技術の例＜舗装＞

○ 平成29年度に四国地方整備局で公募された「路面性状を簡易に把握可能な技術」のうち、舗装変状（ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI）を検出可能であり、かつ、当時の試験で一定以上の精度が確保されていた技術について、カタログ形式でとりまとめ掲載。

○ 改めて本年秋頃に公募を行い、掲載技術の拡充を行いながら、今後の技術開発の進展に応じ、本性能カタログ（案）に掲載した技術は、適宜見直しを行う予定。

従来点検

目視により路面性状を確認

施設	分類	対象	状況	処置	処置状況
道路	法面	防草シート	シート剥がれ	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	路肩	縁石	損傷	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	法面	自然のり面	倒木	状況を確認	●確認済
道路	車道	アスファルト舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	アスファルト舗装	クラック	応急復旧	○応急済
道路	路肩	路面	塵埃	復旧完了	●処置済
道路	車道	アスファルト舗装	剥離	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	歩道平板	破損	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	路面	その他	復旧完了	●処置済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	境界ブロック	がたつき	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	路肩	路面	塵埃	復旧完了	●処置済
道路	法面	盛土のり面	はらみ出し	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済

手入力による路面性状の記録

点検支援技術

路面性状診断技術（3技術）

車載型の計測装置による路面性状の測定

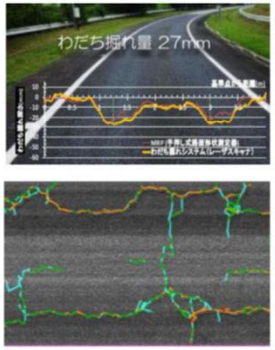

走行しながら測定を行い、ひび割れ率、わだち掘れ率、IRI等を算出

＜掲載技術名＞　多機能路面測定評価システム

２)九州地方整備局の自治体支援

①直轄診断について

○ 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。

○ 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等を実施。

【全体の流れ】

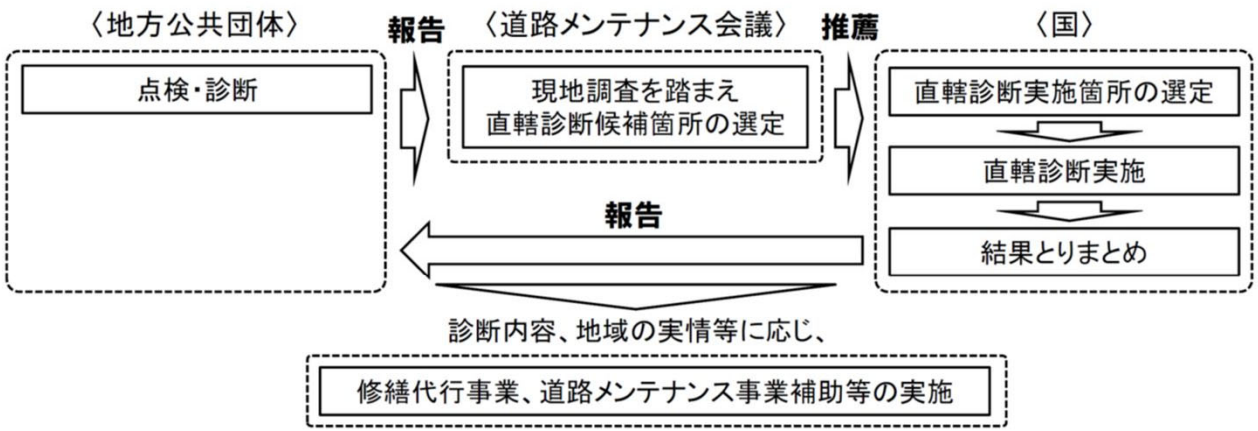

【直轄診断実施箇所】

■仁方隧道（広島県呉市）

覆工コンクリートの剥落・貫通ひびわれ

■天大橋（鹿児島県薩摩川内市）

下部工のひび割れ

【直轄診断実施箇所とその後の対応】

実施年度	直轄診断実施箇所	措置
H26（2014）	三島大橋（福島県三島町）	修繕代行事業
	大渡ダム大橋（高知県仁淀川町）	修繕代行事業
	大前橋（群馬県嬬恋村）	大規模修繕・更新補助事業
H27（2015）	沼尾シェッド（福島県南会津郡下郷町）	修繕代行事業
	猿飼橋（奈良県吉野郡十津川村）	修繕代行事業
	呼子大橋（佐賀県唐津市呼子町）	修繕代行事業
H28（2016）	万石橋（秋田県湯沢市）	修繕代行事業
	御鉾橋（群馬県神流町）	修繕代行事業
H29（2017）	音沢橋（富山県黒部市）	修繕代行事業
	乙姫大橋（岐阜県中津川市）	修繕代行事業
H30（2018）	仁方隧道（広島県呉市）	修繕代行事業
	天大橋（鹿児島県薩摩川内市）	修繕代行事業
R1（2019）	秩父橋（埼玉県秩父市）	修繕代行事業
	古川橋（静岡県吉田町）	修繕代行事業
R2（2020）	白老橋（北海道白老町）	修繕代行事業
R2～3（2020～2021）	鶴舞橋（奈良県奈良市）	修繕代行事業

①直轄診断・修繕代行（呼子大橋：九州）

○佐賀県唐津市が管理する呼子大橋（ＰＣ箱桁橋・ＰＣ斜張橋、橋長７２８ｍ）において、平成２７年度に九州で初めての直轄診断を実施し、平成２８年度より修繕代行に着手

【呼子大橋の概要】

所在地：佐賀県唐津市呼子町殿之浦
路　線：市道呼子大橋線
供用年：１９８９年（平成元年）

斜張橋部断面図

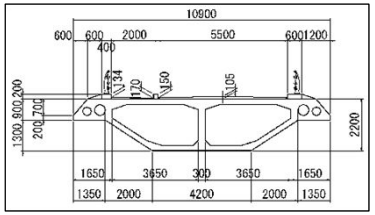

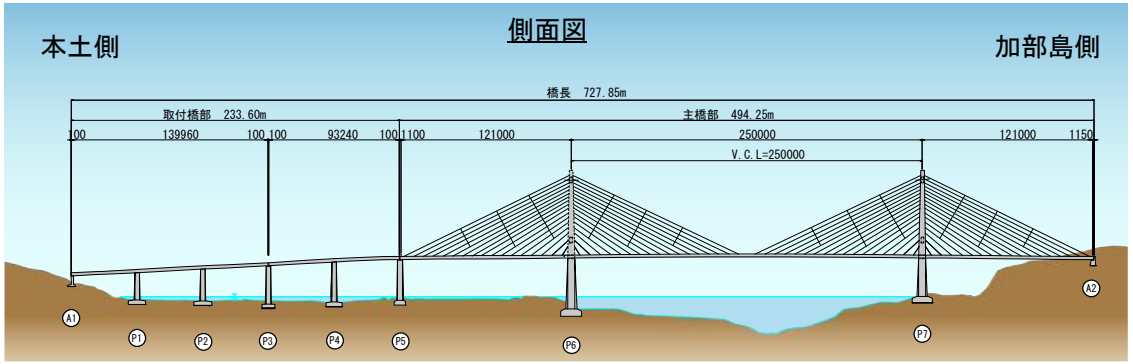

道路メンテナンス技術集団による現地調査

唐津市副市長等への
調査状況報告

①直轄診断・修繕代行（天大橋：九州）

○鹿児島県薩摩川内市が管理する天大橋（橋長５１８ｍ）において、平成３０年度に直轄診断を実施し、令和元年度に修繕代行新規事業化

所在地：鹿児島県薩摩川内市平佐町
路　線：市道　隈之城高城線
供用年：１９８４年（昭和５９年）

標準断面図

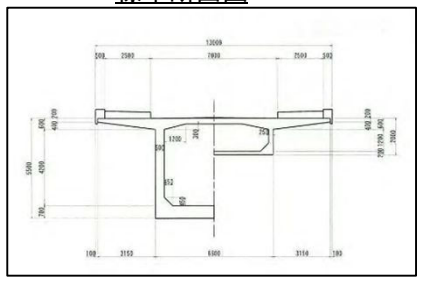

側面図

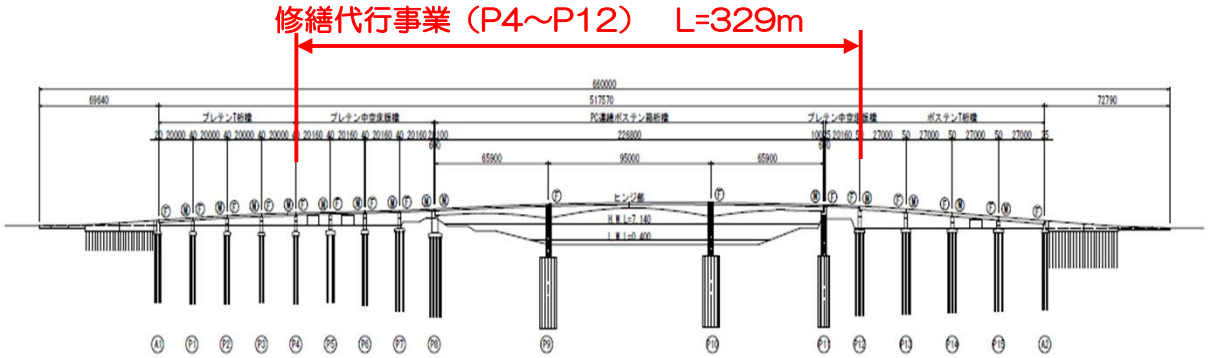

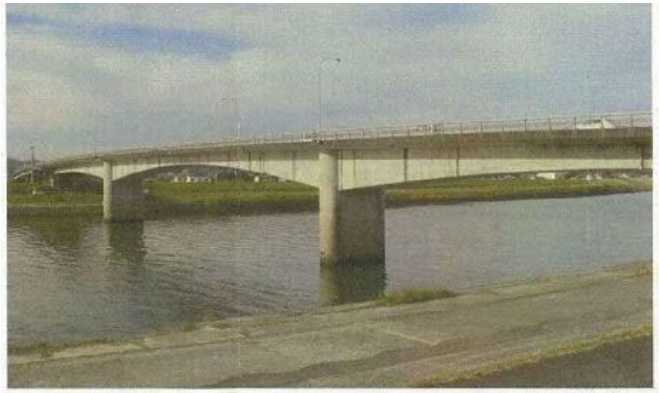

▲直轄診断（H31.2.18）

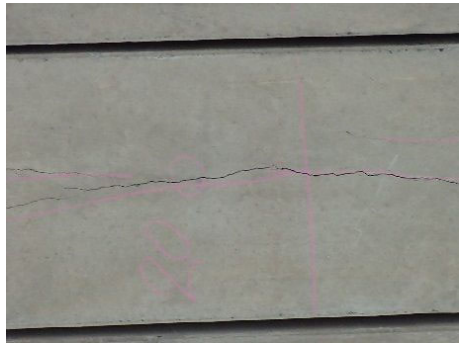

▲上部工（床版下面）の
ひび割れ

▲中央ヒンジ部の垂れ下がり

②定期点検要領の改定について

背景・必要性

1）定期点検開始（Ｈ２６．７）から５年経過し、点検が一巡

2）点検の進捗に伴い、自治体から負担軽減等についての要望

3）点検支援新技術（写真撮影、非破壊検査等）の進展

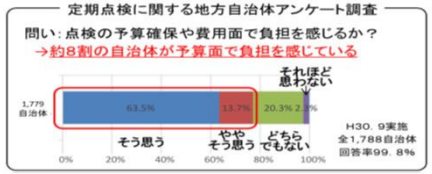

※社会資本整備審議会　道路技術小委員会にて審議

見直しの概要

1. 損傷や構造特性に応じた点検対象の絞り込み

○特定の小規模な橋（溝橋、 床版橋やH形鋼桁橋）について、変状項目や着目すべき箇所の特定等により作業量を低減

▲溝橋

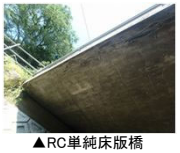
▲RC単純床版橋

▲単純H形鋼桁橋

変状項目

特定の溝橋
○ひびわれ ○床版ひびわれ ○その他

着目すべき箇所

一般的なコンクリート橋	➡ 特定の溝橋
[8箇所] ○桁端部 ○桁中間支点 ○桁支間中央 ○支間1/4部 ○打継部・後打部・目地部 ○定着部 ○切欠部・ゲルバー部 ○その他	[5箇所] ○頂版 ○側壁 ○底版 ○翼壁 ○その他

○特定の水路カルバート等について、打音・触診の省略や変状項目の特定により作業量を低減

変状項目

一般的なカルバート	➡ 利用者被害のおそれがないカルバート
[7項目] ○ひびわれ ○うき ○吸い出し ○洗掘、不同沈下 ○附属物等の変状 ○路上施設の異常（内空道路） ○舗装の異常（上部道路）	[4項目] ○ひびわれ ○吸い出し ○洗掘、不同沈下 ○舗装の異常（上部道路）

○二回目以降のトンネル点検において、打音検査の範囲を特定することで打音検査の作業量を低減

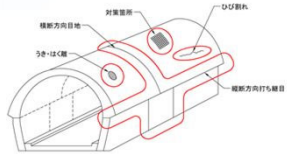

うき・はく離等の発生状況から、二回目以降の点検における打音検査の範囲を例示

※近接目視は全面実施

2. 特徴的な損傷への対応（充実）

○コンクリート、PC鋼材など埋込部や引張材について着目箇所や留意事項を充実

▲PC鋼材の突出事例

▲破断箇所の修復

○水中部材（パイルベントの腐食・断面欠損、洗掘など）について、着目箇所や留意事項を充実

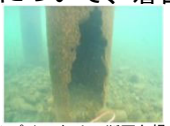
▲パイルベントの断面欠損

▲橋脚の洗掘

▲潜水士による洗掘調査

▲水中カメラによる定期点検

○シェッド等の土工構造物について、経年変化（崩土の堆積や基礎地盤の変状等）の影響を充実

▲崩土等の堆積

▲継手からの土砂流出

3. 新技術の活用による点検方法の効率化

○狭あい部、水中部など、近接目視の困難箇所では打音や触診等に加えて、必要に応じて非破壊検査や試掘を行い、詳細に状態を把握

▲桁端部や支承まわりの狭あい部

▲杭の水中部（腐食・断面欠損の例）

▲シェッド頂部の主梁端部（破断の例）

○自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると判断すれば、その他の方法による場合も近接目視を基本の範囲

▲橋梁の損傷写真を撮影する技術

▲トンネルの変状写真を撮影する技術

▲コンクリートのうき・はく離を非破壊で検査する技術

新技術利用のガイドライン

新技術の性能カタログ

②溝橋の定期点検実務講習会の開催について（R1からの継続）

○「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」の周知促進を図るため、各都道府県道路メンテナンス会議主催による現地講習会を開催する。

○ 実施概要

対象者：国・地公体職員、コンサルタント技術者

場　所：地公体（都道府県）管理の橋梁から各都道府県内1箇所程度を選定

主　催：各都道府県道路メンテナンス会議（都道府県単位で開催）

内　容：特定の溝橋の参考資料の座学、現場での実演（全3時間程度）

近接目視の代用（自撮り棒）

○ 主な説明ポイント

①2名体制による現地点検作業の実施。

②対象となる損傷や部位が限定的であることの説明（溝橋 6損傷）。

③近接目視の代用として援用機器の採用。（画像等の援用など、例えば自撮り棒の活用）

④点検調書はスケッチ程度の損傷図で記録。

⑤前回調書を活用した効率的な点検。

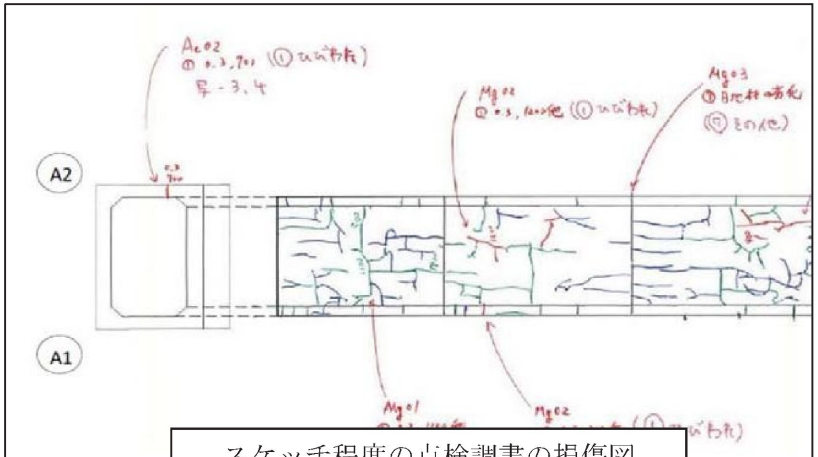

スケッチ程度の点検調書の損傷図

②点検支援技術活用講習会の開催について（R1からの継続）

○ 地方公共団体の点検支援技術に対する理解を深め、定期点検業務の中での技術の活用方法や留意点等に関する知見を習得し、自らの定期点検に反映してもらうことを目的に講習会を開催。

○ 講習会は各県の道路メンテナンス会議を通じて開催。

《実施概要》

対象者：地方公共団体・点検従事者(ｺﾝｻﾙ等)
場　所：地方公共団体が管理する構造物

《講習会での説明内容》

○ 地方公共団体が定期点検の中で点検支援技術を円滑に活用できるよう、技術活用の流れや留意点等について説明

- 点検支援技術を活用する流れ
  （ガイドライン、性能カタログの活用方法等）
- 技術の活用目的の整理、技術の選定方法
- 事前準備（関係機関への届出等）
- 現地調査（実機での調査）
- 成果の活用、点検調書等への記録
- 意見交換

現地調査のイメージ

Ⅲ.鉄道を跨ぐ跨線橋の進捗状況等について

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 ＼ 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社		道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】				跨道橋 連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】	道路鉄道 連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】
直轄							
公社		＜事務局＞ 国道事務所				＜事務局＞ 国道事務所	＜事務局＞ 国道事務所
都道府県 市区町村							
道路法外	その他	個別協議				――――	――――
	鉄道	道路鉄道連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】		＜事務局＞ 国道事務所		――――	――――

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

■平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準

■今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要

■踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成28年3月）

（衆）「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」

（参）「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」

■附帯決議を踏まえ、省令改正（平成28年10月28日公布、12月1日施行）

> ➢ 道路法施行規則　第四条の五の五に次の一号を加える。
> 四　橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

■道路管理者に対し、道路局長より通達を発出（平成28年10月28日）

■鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出（平成28年10月28日）

跨線橋の2巡目点検実施状況《九州・大分県》

〇跨線橋における2巡目の点検実施率は九州は62%、大分県は62%

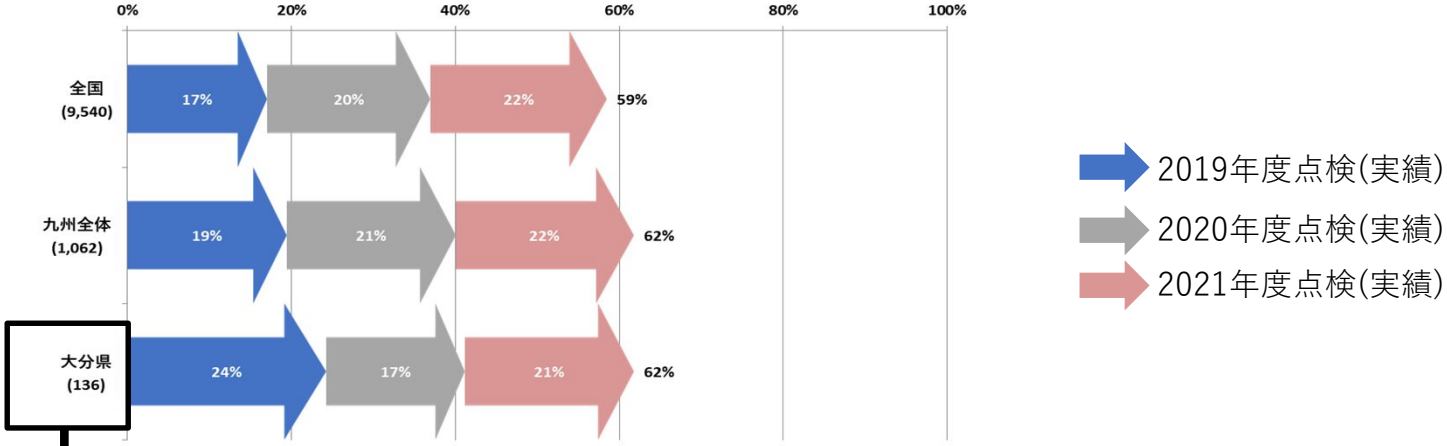

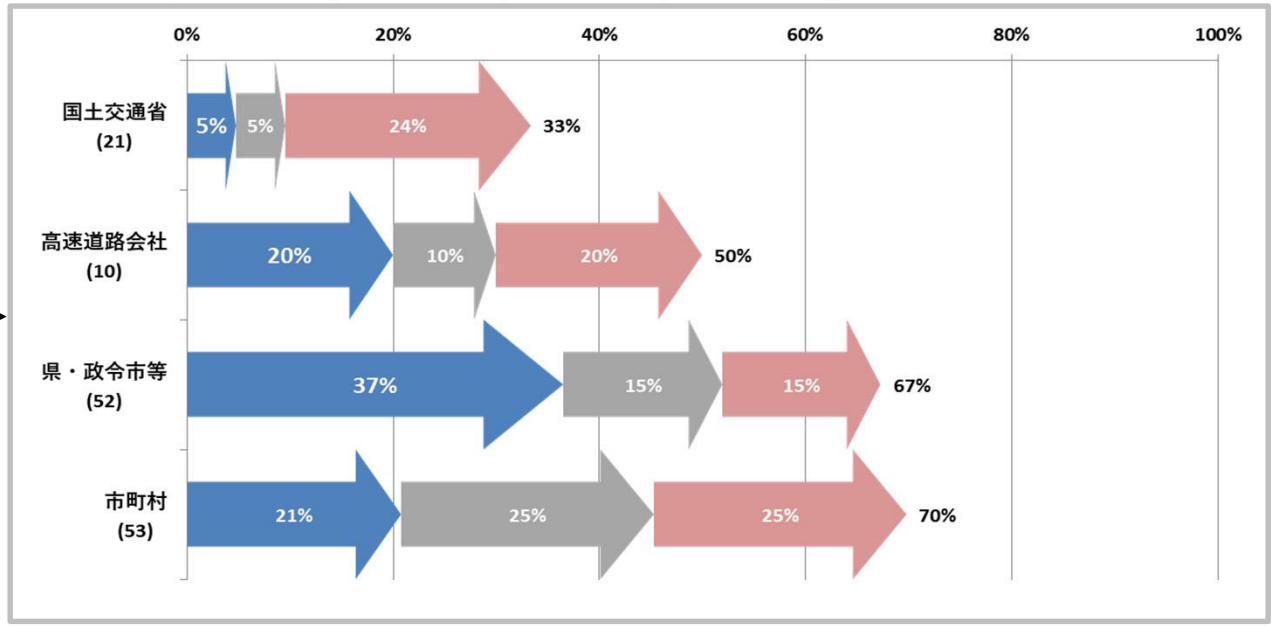

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※（ ）内は、令和元年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数
（令和3年度末時点で診断中の施設を除く）

出典：道路メンテナンス年報（令和4年8月）より作成

跨線橋の判定区分状況（H26～R3点検）《九州・大分県》

○九州の跨線橋における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）が
　18%（195橋）
○大分県の跨線橋における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）が
　11%（15橋）

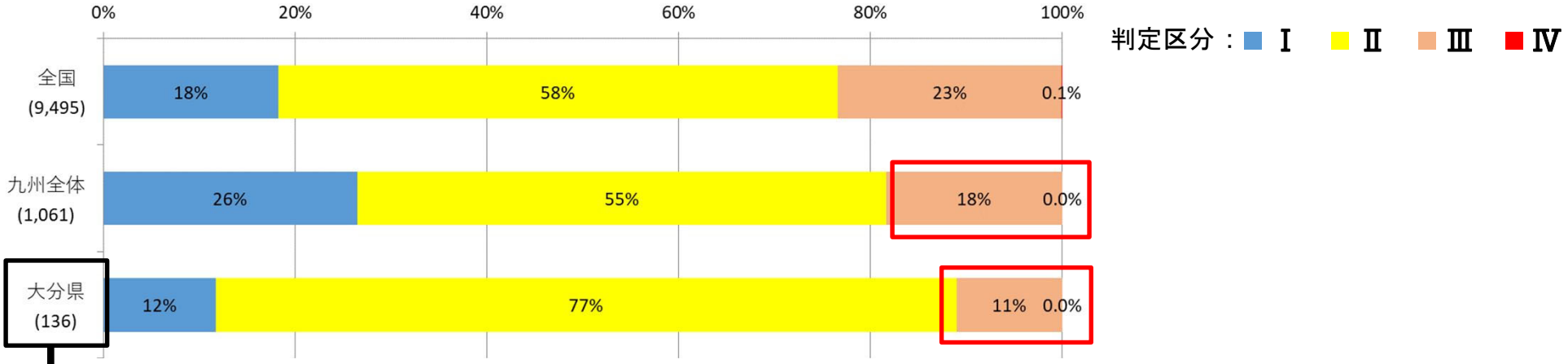

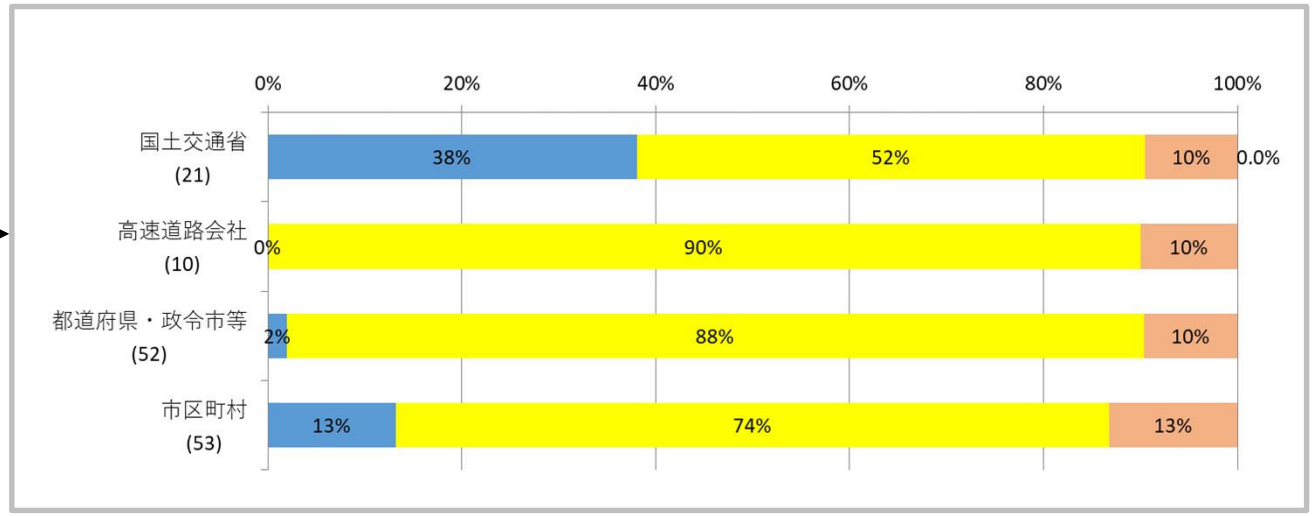

※四捨五入の関係で合計値が
　100%にならない場合がある
※（　）内は、2021年の点検対象施設数

出典：道路メンテナンス年報（令和4年8月）より作成